

東京都立高等学校教頭研究協議会

研究協議会報告

第 15 号 (平成11年度)

東京都立高等学校教頭会
東京都公立高等学校定通教頭会

第 15 号の発刊にあたって

東京都立高等学校教頭会長

鈴木 國夫

平成 11 年 9 月 6 日（月）に東京都立教育研究所において行なわれました東京都教育委員主催、都立高等学校教頭研究協議会の報告書第 15 号をお届けいたします。

本年より諸般の事情で研究協議会は半日となりましたが、当日は午後 1 時 15 分から 4 時 40 分まで全日制教頭 214 名、定・通教頭 104 名を参加対象として、都立高等学校の全教頭が一堂に会しての研究協議会を無事終了することができました。

今年は「都民の期待に応える都立高校の創造―開かれた都立高校を目指して―」を中心主題とし、全体会では講話・講演を通じてこれからの都立高校の改革・改善を図る視点を新たにするとともに、人権尊重教育に関する識見を高めるものでした。分科会では 6 分科会で当面する教育課題についてそれぞれ提案に基づき研究・協議を行いました。

先生方には既にご案内の通り当日は各分科会の研究協議の一層の充実を期して、全・定・通教頭会より発表資料としてそれぞれ研究集録が発刊されております。しかし、当日の都教委の先生方の講話・講演については活字としての刊行物は発行されません。従ってご指導戴いた内容を反芻したり確認するための資料としてこの報告書が極めて大切なものと考えております。

又、併せて各分科会における指導助言の先生方の深い実践に基づいた貴重な指導・助言を掲載し、それに基づいて各研究部会の考察を一層深めて指導し直したものがこの報告書です。

「第 3 の教育改革の時代」と言われる現在、教頭は広い視野を持って、校長を補佐し、行政と一体となって教育課題と取り組むことが一層重要です。この報告書がそのための一助となれば幸いです。

最後に、第 15 号の発行に際してご協力戴きました多くの先生方に心から感謝申し上げます。

東京都公立高等学校定通教頭会長

鈴木 敏夫

平成 11 年 9 月 6 日（月）に東京都立教育研究所で教頭研究協議会が開催されました。全日制教頭 216 名、定通教頭 104 名 計 320 名が一同に会し、研究協議を行う年一度の機会です。本年度は「都民の期待に応える都立高校の創造―開かれた都立高校を目指して―」を研究主題として、6 分科会で研究協議を行いました。本年度は午後からの研究協議会になったこと、定時制通信制が 6 委員会から 5 委員会になったことが例年と異なるところです。時間は短くなりましたが、研究協議は中身の濃いものでした。

全体会では指導部高等学校教育指導課長佐藤徹先生のご挨拶と「開かれた学校づくり」についての講話、学務部高等学校教育課長大崎徳三郎先生から「学校を取りまく学務部の課題」のご講演を、指導部高等学校教育指導課主任指導主事加藤明先生から「人権尊重」のご講演をいただきました。短時間ではありましたが、これからの都立高校の管理職としての教頭の果たすべき役割を述べられました。新学習指導要領への取り組み、人事考課制度の導入、入学式卒業式の適正化、都立高校改革計画、学校運営連絡協議会、機械警備の導入等、課題が山積しております。ご指導いただきました先生方に厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、この研究協議会の準備、運営でお世話いただいた指導部指導主事の先生方に心から御礼を申し上げますとともに、この冊子の編集に携わった先生方に感謝申し上げます。

目 次

第 15 号の発刊にあたって	全日制教頭会会長 鈴木國夫	1
	定通教頭会会長 鈴木敏夫	
実 施 要 項		3
運営委員名簿・運営組織表		5

I 全 体 会

あ い さ つ

教育庁指導部高等学校教育指導課長	佐藤 徹 先生	8
------------------	---------	---

講話 「学校を取り巻く、学務部の課題」

教育庁学務部高等学校教育課長	大崎 徳三郎 先生	11
----------------	-----------	----

「人権尊重の話」

教育庁指導部主任指導主事	加藤 明 先生	15
--------------	---------	----

あ い さ つ

東京都公立高等学校定通教頭会	鈴木 敏夫 会長	16
東京都立高等学校教頭会	鈴木 國夫 会長	16

II 分 科 会

分科会のテーマと提案者等一覧	18
研究発表と研究協議	
第 1 分科会	20
第 2 分科会	26
第 3 分科会	31
第 4 分科会	37
第 5 分科会	43
第 6 分科会	52
全日制教頭の分科会所属	52
定時制・通信制教頭の分科会所属	54
研究協議会報告のあゆみ	56
編集後記	57

平成 11 年度 都立高等学校教頭研究協議会実施要領

1. 趣旨

時代の進展や地域社会の実態、生徒の特性などに応じた創意と工夫のある教育活動を展開するとともに、都立高校改革推進計画を踏まえ、都立高等学校の個性化・特色化を図り、都民の期待に応え得る高等学校教育を推進するため、当面する教育課程についての研究協議を行い、教頭としての識見を高め、各都立高等学校の学校運営並びに教育指導の充実に資する。

2. 日時

平成 11 年 9 月 6 日（月） 13 時 15 分～16 時 30 分まで

3. 会場

都立教育研究所

4. 参加対象

都立高等学校教頭	314 名
内訳	
全日制課程	214 名（副校長・舎監長を含む）
定時制・通信制課程	104 名

5. 内容

（1）中心主題 都民の期待に応える都立高校の創造
一開かれた都立高校を目指して一

（2）全体会 講演を通じて、これからの高等学校教育の改革、改善と発展を図る視点や発想を新たにするとともに、人権尊重教育を踏まえた学校経営に関する識見を高める。

（3）分科会 当面する教育諸課程について 6 分科会を設け、提案に基づいて研究協議を行う。

第 1 分科会・・・これからの学校経営・運営について

第 2 分科会・・・学校の管理・運営の活性化について

第 3 分科会・・・教育課程編成上の課題について

第 4 分科会・・・新しい高等学校像について

第 5 分科会・・・生徒指導における人権尊重のあり方

第 6 分科会・・・生きる力を育む生徒指導の充実

6. 時程

時 程	内 容
13 時 00 分～13 時 15 分	受 付（資料配布）
13 時 15 分～15 時 20 分	分科会 第 1 分科会 講堂 第 2 分科会 第 3 研修室 A 第 3 分科会 第 3 研修室 B 第 4 分科会 第 4 研修室 B 第 5 分科会 第 4 研修室 A 第 6 分科会 第 7 研修室
15 時 20 分～15 時 30 分	休 憩
15 時 30 分～16 時 30 分	全体会 （司会）山口正光（全日制教頭会副会長） 戸谷賢司（定時制教頭会副会長） （1）開会の辞 定・通教頭会会長 鈴木 敏夫 （2）指導部挨拶 指導部高等学校教育指導課長 佐藤 徹 先生 （3）講話 学務部高等学校教育課長 大崎徳三郎 先生 （4）人権尊重の話 指導部主任指導主事 加藤 明 先生 （5）閉会の辞 全日制教頭会会長 鈴木 國夫
16 時 30 分	閉 会

平成 11 年度都立高等学校教頭研究協議会運営委員名簿

役 員		所 属 校	氏 名	備 考 (学校電話)	
全 日 制	会 長		深 川	鈴 木 國 夫	03-3649-2101
	教 頭 会 副 会 長		府 中	山 口 正 光	042-364-8411
	教 頭 会 副 会 長		中野工業	齋藤 信一郎	03-3385-7445
	管理研	部 長	田 無	新 妻 紘	0424-63-8511
		第 1 委員長	調 布 南	平 山 順 一	0424-83-0764
		第 2 委員長	調 布 北	綿 田 直 樹	0424-87-1860
	高校研	部 長	大 森	小 林 淑 訓	03-3753-3161
		第 1 委員長	羽 田	武山 洋二郎	03-3742-6533
		第 2 委員長	高 島	野 志 兼 夫	03-3938-3125
	生徒研	部 長	南 葛 飾	大 澤 紘 一	03-3691-8476
		第 1 委員長	玉 川	橋 本 謙	03-3700-4110
		第 2 委員長	南 野	栗 岩 淳 一	042-374-1630
定 時 制 ・ 通 信 制	会 長		池袋商業	鈴 木 敏 夫	03-3916-3071
	教 頭 会 副 会 長		小 山 台	土 肥 信 雄	03-3714-8155
	教 頭 会 副 会 長		蔵前工業	戸 谷 賢 司	03-3862-4488
	教 頭 会 副 会 長		農 産	松 井 昭 夫	03-3602-2865
	研 究 部 長		荻 窪	星 野 秀 文	03-3392-6436
	研 究 副 部 長		大 山	藤 原 成 憲	03-3958-2121
	第 1 委員会委員長		新 宿	澤 海 富 保	03-3354-7411
	第 2 委員会委員長		上野忍岡	内 田 和 博	03-3841-7916
	第 3 委員会委員長		両 国	島 田 悦 郎	03-3631-1815
	第 4 委員会委員長		武 蔵	柴 田 英 男	0422-51-4554
	第 5 委員会委員長		南 多 摩	小 暮 正 利	0426-42-2431

教頭研究協議会運営組織表

世 話 人		
全 体	鈴 木 國 夫 (深川・全)	鈴 木 敏 夫 (池袋商・定)
第1分科会	平 山 順 一 (調布南・全)	澤 海 富 保 (新宿・定)
第2分科会	綿 田 直 樹 (調布北・全)	内 田 和 博 (上野忍丘・定)
第3分科会	武 山 洋 二 郎 (羽田・全)	島 田 悦 郎 (両国・定)
第4分科会	野 志 兼 夫 (高島・全)	柴 田 英 男 (武蔵・定)
第5分科会	橋 本 謙 (玉川・全)	
第6分科会	栗 岩 淳 一 (南野・全)	小 暮 正 利 (南多摩・定)

編 集	齋 藤 信 一 郎 (中野工・全)	星 野 秀 文 (荻窪・定)
-----	-------------------	----------------

	責 任 者 (上段) ・ 記 録 (下段)	
全 体	山 口 正 光 (府中・全)	戸 谷 賢 司 (蔵前工・定)
第1分科会	平 山 順 一 (調布南・全) 町 田 昶 (保谷・全)	澤 海 富 保 (新宿・定)
第2分科会	新 妻 紘 (田無・全) 竿 田 豊 (向島商・全)	内 田 和 博 (上野忍丘・定)
第3分科会	小 林 淑 訓 (大森・全) 吉 田 定 良 (赤羽商・全)	島 田 悦 郎 (両国・定)
第4分科会	野 志 兼 夫 (高島・全) 山下敬緯子 (大泉学園・全)	柴 田 英 男 (武蔵・定)
第5分科会	橋 本 謙 (玉川・全) 内田志ず子 (砂川・全)	
第6分科会	小 林 勝 (松が谷・全) 渡 部 静 夫 (忠生・全)	小 暮 正 利 (南多摩・定)

全 体 会 ・ 司 会	
山 口 正 光 (府中・全)	戸 谷 憲 司 (蔵前工・定)

全 体 会

あいさつ

指導部高等学校教育指導課長・・・・・・・・・・佐藤 徹 先生

講話

「学校を取り巻く、学務部の課題」

学務部高等学校教育課長・・・・・・・・・・大崎 徳三郎 先生

「人権尊重の話」

指導部主任指導主事・・・・・・・・・・加藤 明 先生

あいさつ

東京都公立高等学校定通教頭会・・・・・・・・・・鈴木敏夫 会長

東京都立高等学校教頭会・・・・・・・・・・鈴木國夫 会長

司会・記録

司会 山口 正光（全・副会長）

戸谷 賢司（定・副会長）

記録 齋藤 信一郎（全・副会長）

星野 秀文（定・研究部長）

全 体 会 挨拶

教育庁指導部高等学校教育指導課長 佐藤 徹 先生

教頭先生方、本日は平成 11 年度の都立高校の教頭研究協議会でお忙しい中、大変熱心な協議を続けて頂きましてありがとうございます。

私の方から一言、ご挨拶を申し上げます。今、鈴木教頭先生のお話にもございましたように、この協議会は、教頭先生方が学校運営上の課題の解決を目指して、全定併せて全ての教頭先生方がお集まりになって、年一度研究協議を行うと言う、大変意義深い機会でございます。本年度は、実施の形態が変わりましたが、このような研究協議を続けて頂くと言うことは、教頭先生方が校長先生の下にあって、教職員の先頭に立って学校改革を進めて頂くと言う立場から、弛まぬ研鑽を是非して頂かなければいけないと言うことで、大変意義ある会だと思っております。

今、色々学校の改革が言われております。第一次、第二次実施計画が出されましたけれども、その対象になっていない学校も含めて、課題のない学校はありえないと思っております。それぞれの学校で何らかの課題があるわけですから、教職員に対して、この課題を明確に示して、その解決の方向を指し示して行くと言う役割を是非、教頭先生に担って頂きたいと思っております。また、閉鎖的だと言われる教職員に対して、やはり一番外の風に当たっていらっしゃるの管理職の方ですから、その世間、都民がどのように高等学校を捉えているのか、何を問題にしているのかと言うことに敏感になって頂いて、それを日常接している教職員に対して伝えて頂くと言うことも教頭先生方の日常的な大変大事な仕事であると思っております。

都民の理解を得て教育活動を進めると言うことは、今後の都立高校の教育にとって大変重要なことでございます。本日の研究のテーマにもございましたように「開かれた学校づくり」と言うことの意味を、今一度十分に考えて頂いて、今後の教育活動を進めて頂きたいと思えます。そういう意味で最近、気が付いた、具体的なことをいくつか申し上げたいと思えます。

先ず、ちょうど、昨年もこの場で、この教頭研究協議会がございました。その際に、中島教育長、指導部長、私、主任指導主事と挨拶をした訳ですが、この四人が共通して取り上げていたのは「国旗・国歌」の指導の問題でございました。その時には、ご案内の昨年の 11 月の「通知文」が出される前でしたが、国から色々な指導が私共にごございましたので、これは、今までのような指導では済まないと言うことで、そのような形で四人が同じテーマについて話すと言うことを致しました。しかし、今年は、もう敢えて同じようなことを言うつもりはありません。

これは、もう昨年とは格段と状況が厳しくなっているということだけを申し上げて、後は「やるか・やれないか」と言う問題だけだということで、私共はそれなりの覚悟を持って、この事業を進めていく積もりです。是非教頭先生方も、秋から周年行事等を控えている学校もございましたが、あらゆる機会を捉えて、このことについては教員職に対して、お話をさせて頂きたいと思えます。

次に、服務関係、特に指導部の所管部門で教頭先生が関わる服務関係のことです。例えば、今年から生指研等の研究協議会のあり方が変わりましたが、教職員に対する出張命令は教頭先生が出されるということで、私共に「欠席をする」という届を出される場合、教頭の責任で言われる訳です。その理由が、どのような理由であるかということ、十分に吟味した上で、私共に出して頂きたい。とても、「理由」にならないと思われるような「理由」で教頭先生が言って来る場合があります。その辺については、十分に研究協議会の意義を踏まえて、教職員に対する指導をお願いしたいと思えます。

それから継続研修の計画書や報告書についてです。これも私共の方でチェックをして、不備なものについてはご連絡をしておりますが、学校によっては二つの学期続いて不備を指摘される、これは、当然、第一次的には教頭先生が見ていると思うのです。一体どういうチェックをしているのかと首を傾げざるを得ないという学校がございます。この辺も服務に当たる教頭先生として、是非留意頂きたいと思えます。

それから、時間割の問題で、これは、お蔭様で昨年度から実施して、今年はかなり定着して参りました。しかしながら、ある全日制高等学校で、全曜日に授業を割り振っていたが、教員がその時

間割を勝手にチェンジしてしまっ、一日空けるというような時間割を管理職も知らない内にやっていたということがありました。それを発見したのは、教室を巡回していた教頭先生でしたが、それを正すということで、私共の方で嚴重に指導いたしました。そういうことも、適正にして頂くことが教頭先生の大事な役割でございます。是非宜しくお願ひしたいと思ひます。こういう細かいことばかりを言うと教員のやる気を削ぐと思われるかも知れませんが、これはこれとして、先程の都民の立場から、やはり正すべきものは正して頂きたい。

一方で、例えば、教育課程という面で見れば、これは、是非教員の創意工夫、自発性というものを深めて、教職員に色々な工夫を考えさせ、先程課題のない高校はないと申し上げましたが、自校の課題は何か、特色は何かということをつまて、その自校に相応しい教育課程を編成していく、その知恵を出させるということを、是非教頭先生がリーダーシップを発揮して指導して頂きたい。

ご案内のように都立高校については、例えば石原知事が「もっと都立高校を色々な所から通えるようにしたらどうだ」とおっしゃっているような意見もござひます。そうなった時は今以上に、都立高校が色々な地域の方から選ばれることになる訳です。その時に自分の学校は、何をもってセールスポイントにするかということを明確にしていないと、その学校をPRしていくことは出来ない。やはり、その根本は教育課程であろうと思ひております。

そういう意味で、例えば指導主事の訪問を是非要請して頂きたい。そして、是非校内で教育課程の研究・研修をして頂きたいと思ひております。これも学校によって、要請の数が多い所と少ない所が極端に分かれております。教育課程について工夫や改善をするため、学校により大きな裁量権が認められつつあるという状況の中で、色々な情報を集めて適正な教育課程を編成するための情報を持っているのは、やはり指導主事です。指導主事を是非活用して頂きたいと思ひております。

それから、最後に「開かれた学校」についてですが、私共の方で昨年から「授業公開」、「学校運営連絡協議会」を実施しております。ある高校受験の業者が出しているパンフレットがたまたま手に入ったのですが「東京・千葉・埼玉・神奈川の公立の高校の学校参観の案内」というパンフレット、こういうものが、今、中学生の保護者や子供達には出回っていると言うことを、先ずお知り置き頂きたい。この中に各学校の学校参観・学校説明会・文化祭・体育祭の日程等が全部書いてあります。この東京都内の私立高校と都立高校を比べて見た時、学校参観の場合ですと都立高校の場合は、期日を特定しないで、学校と相談して欲しいというような、そういう曖昧な言い方が多い。私立の場合には期日ははっきり特定して、かなりオープンで通年的に公開しているという点がござひます。それに比べると都立の方は、腰が引けていると言う感じが否めません。この辺も、学校が選ばれていくという流れがござひます。学ぶべきところは私立からも学ぶべきところがあるのではないかとと思ひております。

それから「学校運営連絡協議会」につきましては、これはお蔭様で延べ28校で実施しておりますが、大変好評でござひます。是非、これを拡大するようというご意見もござひます。実施については色々問題もござひますが、実施校の管理職の校長先生、教頭先生からも、ご意見を頂いて改善をして行きたいと思ひております。世間がやって欲しい、やるべきだと言うことに対して、「いずれはやるのだから、まあその内に」というような腰の引けた対応をしていると、都立高校は何をしているのかと、本当に言われかねないのが現在の事情です。

教頭先生が、そういう意味では問題意識を持って教職員を指導していくことが本当に大切です。色々お願ひばかりでござひますが、困った時には、是非また指導部にご相談を頂いて、私共と一緒に協力して事業を遂行して頂ければと思ひております。先程の鈴木教頭先生のお話ではないですが、本当に教頭先生方にとってはこれから大変な時期ですが、こういう時期を乗り越えていくというのも、一つの運命、定めと言ひますか、こういう時に管理職になられたということですから、それを是非くぐって立派な校長先生になって頂きたいと思ひています。

生徒の就職を担当する先生方の中には、経済不況の中で高卒者の就職が困難を極めている現状において、さまざまご意見がおありであるということは、よく存じ上げておりますが、不合理な差別の解消を図ることは都立高校における教育の根幹にかかわる事でありま。また各学校の対応に関心を持って見守っている関係者も多いということを充分ご理解いただき、所属職員や生徒への趣旨の徹底について、宜しくご配慮下さるようお願い申し上げます。

人権尊重の教育に関しましては、この他に、指導部に寄せられる苦情や抗議の多くが、「指導」や「評価」に関連して、生徒の人権にかかわる内容のものが、相変わらず少なくありません。

明日の「第3回生指研」での協議の主題を「情報公開と生活指導の在り方」と致しましたのも、最近のこうした事案が多発していることを生活指導主任の方々にも、認識していただきたいという狙いもございます。

特に生徒や保護者との関係がこじれた場合は、管理職が教職員に対して、それまでにどのような指導をいつ、どのように行なっていたかが、必ず問われることになります。従いまして、職員会議等で校長先生や教頭先生が教職員に対して行った指導や指示等は必ず記録して置くことが大切です。

また、校内巡視の際の掲示物や落書き等の点検、生徒や保護者宛の文書、周年行事の際の記念誌の原稿の点検にも充分、ご配慮いただきたいと思います。以上、時間もございませんので、幾つか焦点化してお話を致しました。教頭先生方には、さまざまな日常の業務の中で、日々頭を痛めることの多いことと存じます。どうか、思いあぐねることがおありの際には、ご遠慮なく学区担当の指導主事に、お声を掛けていただきたいと思います。我々、高等学校教育指導課の指導主事は、そのために居る訳でございます。むろん、直ぐにはお答え出来ないことの方が多いかと思いますが、一緒に考えさせていただきたいと思っております。宜しくお願い致します。これで私の話は終わります。有難うございました。

講話 「学校を取り巻く、学務部の課題」

学務部高等学校教育課長 大崎 徳三郎

はじめに

学務部高等学校教育課長の大崎と申します。ご案内には「講話」ということが書かれてありますが、学務部の方から、是非教頭先生方をお願いしたいこと、お願いばかりで恐縮ですが、それからご支援・ご協力を頂きたいこと、その他諸々、こういう折角の機会でございますので、ご説明をしてご協力を頂きたいということで参じました。努めて明るい話題をと思っておりますが、あまりそういう適切な話題がなくて、幾つかのお話をさせていただきます。

冒頭のご挨拶にもございましたが、今、学務部の課題ということで、先ず、一点目は高校就学計画、「公私連絡協議会」のことです。「12年度の就学計画」というところを、現状を先ず説明させていただきます。それから二点目に「第二定例会」での知事の幾つかの発言でも、色々、取り沙汰されましたが、学区制の問題ですとか、競争原理というのでしょうか、そういうことの提言がございました。その「入選制度」についてです。第三点が「高校改革」ということで、「第二次の計画」を今策定中ですので、その現状についてです。その他、「クラブ活動費」の減ということもございまして、また、学校経営関係で「企画調整会議」の定着等、そういうところをざっと、時間 20 数分間でございしますが、ご説明をさせていただきます。いずれも、時期が来れば文書で皆様の方に、ご説明なり情報として流れることと思っておりますので、今日は概略に就いてご説明させていただきます。

1 就学計画について

先ず皆様の各学校での募集定員の基礎となるもので、「就学計画」というものがございまして。「就学計画」につきましては、皆様ご存じの通りだと思いますが、東京都の特殊性でしょうか、今まで、公立と私立が協力し合って、東京都の高等学校教育を実施してきた経緯がございまして。東京都の場合は、学校数においても、受け入れの人数についても私学が非常に大きく、人員的に言えば6割が私立というのが現状でございまして。そういうことから、公私の分担比率をどのようにするのかということ、学務部と「公私連絡協議会」の構成員である、私立中学高等学校協会と総務局という三者で、今調整しているところでございまして。

ご案内のように計画進学率については、中進対、その他の調査結果をもとに96%と規定してございます。それを現在は、長期計画と言うのでしょうか、昭和60年に合意したことでございますが、公私の間で減少期に入って、都立と私立で概ね56対44ということを基点にして、毎年調整比を算定しながら分担をしていくというのが、今までの経緯でございました。この公私の分担比につきましては、現在、実績率その他を加味して59.6対40.4という形で、11年度につきましては分担比率を設定したところです。12年度につきましては、現在、中高協会と総務局と私共教育委員会と三者で協議しているところです。概ね10月の始めぐらいには、何とか煮詰まるのではないかと考えております。今の論点は、過去にもいろいろございましたが、私立が受け入れ分担より、大体4,000名少なく、都立は1,500名程上回っております。その辺はいろいろ議論がされておる所です。「都立は定員管理をより厳密にするべきだ」ということが私学から言われておまして、私共は「私学は目標を達していない状況があるので、私学の方で、定員通りに採って欲しい」という要望を強く申し入れているところで、只今、調整中ということでございます。

それから、この公私の分担比率の場合、昨年平成11年度迄は中長期的な合意、目標というものがございました。それが56対44という比率だったのですが、これが11年度に期限が切れます。これからの長期的な中卒者の減少傾向の中で、どのように分担していくのかという新しい中長期計画、目

標の決定が一つ残されております。それについては、今のところ合意の到達には遠いかと思っておりますが、精力的に詰めている所でございます。

2 入選制度

就学計画に基づきまして、各学校の募集定員が決まって、これから入学選抜の具体的な作業に入っていく訳でございます。その中で、入学選抜制度関係の何点かについて、現在、学務部、東京都教育委員会として考えているところを申し上げます。一つは、入学者選抜方法につきましては入選検討委員会その他で、さまざまに検討して参りました。先ず「学区制の見直し」がございます。これは、新聞その他でも報道され、また委員会からも各関係の方面には、既にご説明もしたと思いますが、簡単に述べますと、教育委員会の今の考え方として、平成12年度は、現行の学区制は維持致しますが、各学区の周囲に設定されております、四つの隣接学区の指定というものを外します。すべて他学区ということにして、島を除いて、都内全域から受験出来るようにする。また、他学区からの各高校の合格者の限度枠は、原則として2割、学校によっては4割まで認めるというのは、今と同じでございます。これは、12年度より実施したいということでございます。

弾力化を進める場合に、これもよく言われておりますが、一層の個性化・特色化を進めたい。それから学区を越えた、生徒の学校選択幅を一層広げる必要が有るということです。もう一つは公共の交通機関の整備が進んで、都内の相当部分からの通学が可能になってきています。各関係機関、都立校長会等の調査によりまして、学区の拡大、隣接学区の拡大、自由化等につきましては検討すべきであるという声も多いと言われます。平成12年度は今までの隣接学区制度と、それ程、変わらないかなと思いますが、学区制に弾力化を図るという方向で臨まして頂くということでございます。

これにつきましては、確か、第二定例会の時、石原知事がこういう発言をされております。「都立高校の質を高めて行くために、学区制の見直しに向けた取り組みを進め、生徒が都内全域の学校を選べるようにすることや教師間、学区間に適切な競争原理を導入して、校長のリーダーシップや教員意識の向上を図ることによって、責任ある学校の確立ということが重要だ」というふうに言っております。

この学区制その他、入選制度の改善、これは、東京都教育委員会の所管事項で、教育委員会の責任でもって改善し、策定すべき事項でございます。これは、既に入選検討委員会その他で検討してきたことで、期せずして知事発言と相前後して、こういう方針を出した訳ですが、教育委員会の判断で実施するという事です。今後、学区制については、色々な動きが有るのではないかと思います。現在は、今申し上げたところでございます。

新聞その他によりますと、大学区への取組みとか、やがては法律を改正すべきだとか、そういうこともございますけれど、それは一つの検討課題とはなるとは思いますけれど、現在のところ東京都教育委員会として、そういう方針が出ている訳ではございません。

これから、また、入選制度検討委員会その他の場を通じて、学校のお考え、ご要望等もお聞きしながら検討して行くことになると思います。それから、もう一つ、お願いで恐縮ですが、入選事務における教頭先生の役割と言うことで。これは、既に「入学者選抜事務再検討委員会報告書」というものが各学校に配付されていると思います。その報告書に盛られた注意事項をもう一度ご確認の上、入選事務の指揮・進行管理に教頭先生も当たって頂きたいと、そのお願いでございます。

教頭先生の入選事務における役割ということで申し上げますと、報告書も触れておりますが、選考委員会を、校長、教頭、事務（室）長及び校長の指定する教職員によって設置し、職務分担を明確にして頂きたいということです。教頭先生は校長を補佐して、実質、選考委員会を統括して、業務を遂行するという役割を負って頂きたいということでございます。

二点目については、校長・事務（室）長共に入選事務進行管理をお願いしたい。それから、細かいことになってきますが、入選事務の各段階において出力した資料等には確認印欄を設けて、進行管理の徹底を図って頂きたい。

三点目は教務主任については、必ずしも選考委員会のメンバーとは限りませんが、事案決定に対する重要な任務を負うという役目がございます。また、教務部は入選事務の中心になるということで、教頭はその教務主任と連絡を密にしながら、連携して入選業務全体を把握する必要があるということです。それからコンピュータを使用した入選事務は、コンピュータを過信することなく、時には手計算等も併用しながら点検・確認に万全を期して頂きたい。

それから、合否判定会議の資料は、選考委員全員による最終的な照合・点検を行なって頂きたい。不合格者となった、受験者につきましては再度の点検・確認を必ず行って頂きたい。これは、報告書等で触れてあることですので、是非とも再度確認をして頂きたい。それから、もう一点、入選事務に関してのお願いでございますけれど、先程、公私連絡協議会で、東京都の受入れ分担数と言うものを確実に守る、公も私も過不足なく守って、一人でも未決定者を少なくするというところで、お互に努力するということが申し合わせ事項となっております。これから、合格事務その他につきましては、定員をオーバーしないようにと昨年に引き続いてお願いすると思っております。

もう一つは、前期と後期に分割をして、定員の募集が出来ないかどうかということがございます。分割募集の定着ということがございます。これについては、地域バランスを考慮しながら、分割募集校を当面は各学区に2～3校程度を設置できるように促進して定着を図りたい。学務部としてはそういう方向で検討しているところでございます。是非ともご協力を頂きたいと思っております。以上が入選制度に関する現在の課題でございます。

3 高校改革、その他の課題

さらに先に進ませて頂きます。高校改革関係の第二次の実施計画でございます。9、10、11年度の第一次実施計画分を進めている所ですが、第二次計画の12、13、14年度分を今策定をしています。冒頭、会長さん、その他の方からも話がございましたが、改革につきましては、皆様方が十分ご認識の通りでございまして、これから、平成23年迄の人口推計をしております。現在の8万8千人の人数が7万3千人になるということでございます。そういうような状況で、やはり、特色ある学校づくりとか、規模と配置の適正化、それに応じた教育諸条件の整備、この研究協議会のテーマでもございます「開かれた学校づくり」ということは避けて通れない。その中で、多様化した生徒さん達をどのように受入れていくかということで、新しいタイプの高校等の必要性ということも叫ばれております。二次計画につきましても、その内容は、これから何度か学校の皆様にはご説明をし、また当該校等には、予め今担当のセクションからお話が行っていると思っておりますので、今回は、ということで都教委の最重要課題ということに位置付けております。高校改革は着実に進めていきたいと思っております。計画段階でも、ご意見その他について、また実施に当たりましたも、お話を承っていききたいと思っております。日程的には、10月中旬の教育委員会に付議しまして、第二次の実施計画を決定して参りたい。その間、関係機関との調整とか、都議会等への報告とか、いろいろあるかと思いますが、そういう段取りで、現在進めている所でございます。それが高校改革の関係でございます。

その他と致しまして、もう、時間もございませんので大急ぎで話をさせていただきますが、予算関係でございます。高等学校教育課は学校の運営管理の予算についても窓口になっておりますので、幾つか情報として申し上げます。先ず、機械警備導入ですが、これは、予算が伴うことですので、予算の査定が終わらなければ正式には決定しない訳ですが、12年度に約70校程機械警備の導入をお願いしている所です。夜間の通報体制の問題とか、消防計画との問題等を消防庁の方と、現在、最終的に調整をしております。その辺の方針が出ましたら、該当校及び各学校にお伝えしたいと思っております。これは、教頭先生方の事項ではないかも知れませんが、11月位には、私共の方から書類が参りますので、契約実務、その他の参考にして頂きたいと思っております。

それから、クラブ費関係でございますが、これは、9月9日に校長会の教育財政委員会がございまして、そこで、こちらの考え方をお示し致したいと思っております。校長会等を通じてご相談をさせていただきます。

次に、これは非常に明るいと言うのでしょうか、皆様方のご協力とご理解の賜でございますが、授業料の未納繰越が前年度に比べまして、約 1200 万円減りました。額はともあれ、教職員のご理解とご協力と、管理監督者の方々のご努力の賜だと思っております。この席をお借りしましてお礼を申し上げます。

それから、もう一つ、学校経営関係でございますけれど、平成 10 年 7 月に管理運営規則が改正されました。そこで、教頭先生方に、特にお願いしたいことが一点ございます。企画調整会議は校長の補助機関ということで、校長の学校経営方針に基づきまして、学校全体の業務に関する企画・立案・連絡・調整等を行なって、円滑かつ効率的な学校運営を推進する校長の重要な補助機関だと思っております。私共で、いろいろお話を聞いている所では、「ほぼ適正に行なわれている学校」と「まだ、1、2 回のみで開催で、平たく言えば、組合主導という所」とか「殆ど開かれていない所」とか、多様であると思っております。これにつきましても、組織体として、こういう機関を設けて校長の経営方針を隅々まで徹底して行くということは、組織体としてはもう常識ではないのかと思っています。是非とも、定着化に向けて一層のご努力をと、ここでまたお願いでございます。

お疲れのところさまざまな願いをさせて頂きました。非常に大変な時、新聞等によりましても本給が 4 %、期末・勤勉が 10.5 % 調整されるとか、もう「狼が出るぞという時代は、疾うに過ぎまして、出てしまった」という中にあって、そこを何とか乗り切っていくということが、我々の至上的命題だと思います。困難な時期に管理職として学校の方針の舵取りをされるということにつきましては大変なご苦労があると思います。

私共も、時には立場上、言いにくいことも言わして頂くということもございますけれど、出来るだけスムーズに学校経営が行くような環境整備を図りたいという気持ちだけは全職員が持っております。何とか頼りにされる学務部であり、高等学校教育課でありたいと思っております。現場から相談事があったとき、全部出来るとは申せませんが、何かとお力添えをしていきたいと思っております。何かございましたら、担当セクションにご相談頂きたいと思っております。

本当に、ここに書いてあるように講話という、そういう格調の高いお話が出来ませんで申し訳ございませんけれども、学務部関係の事項に限って、お話をさせて頂きました。今後とも、お体に十分留意されまして、学校運営と生徒さん達のために、ご努力を頂きたいと思っております。貴重な時間、本当にありがとうございました。

「人権尊重の話」

教育庁指導部主任指導主事 加藤 明

今日は、私の方からは人権尊重に関するお話をさせていただきますが、本日は、このことにかかわる課題の中で特に、進路保障に焦点を絞ってお話を致します。この進路保障という言葉は元来、関西方面で部落差別の解消にかかわる取組みの中から出てきた言葉です。被差別部落出身の子供たちに対するいわれの無い不合理な差別が子供たちの就職の機会さえ奪ってきたことに対して、同和教育にかかわる教師たちの取組みの中から出てきたということを先ず念頭に置いていただきたいと思います。

関西では、ある時期まで、部落差別が就職差別に直結していたということがあったわけがございます。今、私は「あった」と過去形で述べましたけれども、部落差別にかかわる就職差別が解消されたかと言うと、残念ながら水面下で進行しております。皆さんの中には「東京の同和问题パートⅡ」というビデオをご覧になっている方がおられるかと思います。あの中に昭和50年に起きた「部落地名総鑑事件」という就職差別にかかわる大きな出来事が紹介されていたことをご記憶かと思います。これは全国の被差別部落の新旧地名や戸数、職業等を記載した極めて悪質な書籍でございます。これが全国の企業の人事担当者を中心に相当数購入されていたことが分かっております。東京都内でも約50社の企業が購入し、厳しい社会的糾弾を受けた訳です。ところが、ご存じのように昨年の6月に就職差別につながる身元調査が、かなりの規模で行なわれている実態が判明しました。このことを受けて労働大臣が関係の107団体に対し公正な採用選考の要請を行なっております。労働大臣がこうした要請を行うことは、実に「部落地名総鑑事件」以来のことでございます。人権尊重の教育を推進しております東京都教育委員会としましては、こうした問題は極めて遺憾であると考えております。

さて、各学校におかれましては、東京都教育委員会の教育目標、基本方針を基にして人権尊重の教育の推進が図られていることと存じます。教育課程の届出状況を見ましても、学校の教育目標や指導の重点の中で、多くの学校で人権尊重の教育の推進を図ることがうたわれております。大切なことは、教育目標や指導の重点として位置づけられている内容を具体的な教育課程の編成実施の中で、どう生かすか、日常の学校経営や教育活動にどう具体化させるか、そのための方策や計画を立てることだというふうに考えます。日々の学校生活の中で、生徒一人ひとりの人権が尊重されるためには、様々な配慮すべき観点がありますが、ここでは進路保障に限って、お話し致します。

先ず、昨年度から、都立高校全校で統一した様式に基づき実施しております就職試験についての報告書についてです。「通知文」と「報告書」の様式は既に7月14日付で指導部から各学校にお送りし、お知らせをしております。この報告書は就職を希望する生徒が9月16日から始まる就職試験を受験した後で、必ず学校に提出するものです。その趣旨は、採用選考における差別解消を目的としたもので、採用選考に当たり、生徒自身の能力や適性以外に、例えば本籍や保護者の職業等といった、本人に責任の無い理由で選考が行われることのないよう、選考の実態を報告させるものです。

昨年度の調査結果の詳細は、いずれ校長先生を通じてお知らせ致しますが、延べ76の事業所について、早期選考等の違反事実の疑いがあることが分かりました。この調査結果を労働経済局に送り、確認と指導を依頼致しました所、合計45件の違反事実を確認し、労働経済局による行政指導がなされております。各学校ではこうした事実を提起すると、来年からは求人票が来なくなるのではないかと心配する向きもあるやに聞いておりますが、違反事実の提起がなされた学校に、当該の企業から求人票がきているかどうか、ハローワークでは3年間にわたり追跡調査し、求人票を出さない場合、厳しく指導した上で、求人票を出させると言う取り組みを致しておりますので、この点をご心配には及ばないということを申し上げておきます。

なお、採用選考に当たり、三局長名の要請文の趣旨に違反する疑いのある事実が生じた場合は、7月に各学校に配付致しました、「三局要請文の違反事実または疑いに就いて」の報告書の書式を用いて、ハローワーク等の関係機関に連絡、報告いただくと共に、私共、高等学校教育指導課にも、ご報告をお願い致します。

東京都公立高等学校定通教頭会会長挨拶

鈴木 敏夫

先生方には、本日の会へのご参加と一年間の研究活動の両方について本当にご苦労さまでした。また、明日から新しい、テーマで研究活動をお願いしたいと思います。この会は、全定通の教頭が、一堂に会し、研究協議をする、年一度の機会です。定通の教頭会としては、この研究を一番重要な活動と位置付けております。今後とも宜しくをお願いしたいと思います。

今回の研究協議会は、例年と違うところが、2つあります。一つは、今まで一日で行ないましたが、今年から半日になりました。ただ、半日になっても内容が薄くなったということはありません。私も今日、参加しておりましたが、その内容は非常に濃いものだったと思います。

二点目は定通教頭会で委員会が1つ減ったことです。ご承知の通り、段々と人数が減りまして、今年は、5委員会ということで、ちょっとバランスが悪くなりました。さらに4～5年後は、もう一つ委員会を減らさざるを得ない事態が来るかも知れません。委員会の数が減っても、この研究協議会は定通と致しましては、大切にしたいと思います。どうぞ、宜しくお願い致します。

昔、大正時代ですか、やはり大変な時代だったそうですが、倉田惣三さんという方が「困難に打ち克って、疲れず」と言ったそうです。これは、中央教育審議会座長の河野重男さんによれば、「生きる力」のベースとした言葉なのだそうです。私は「困難に負けて、ボロボロ」にならないように頑張りたいと思っています。

そのためには、教頭同士がお互いに、励まし合う、見栄を張らずに、お互いに本音で意見を交し合う。そうすると、「疲れしない」というのが私の実感です。こういう全定の連絡協議会というのは、非常に良い機会かと私は思います。全日制の教頭と、定時制の教頭が、お互いに連絡を密にして校長を支え、この困難な時代を乗り切りたいと思います。ともに「困難に打ち克って、疲れず」をモットーに頑張りたいと思いますので、どうぞ宜しくお願い致します。

最後に、この研究協議会の開催に当たりまして、指導部の先生方に非常にご尽力頂きました。厚く御礼を申し上げます。

東京都立高等学校教頭会会長挨拶

鈴木 國夫

先生方、本日はまだまだ残暑厳しき折、半日に短縮されたとはいえ、非常にご苦労さまでした。この夏は、30数度と言う酷暑が長く続き、先生方には、大分体を消耗したのではないかと推察致します。

しかし、都立高校関係者にとっては、「城東高校野球部」、「白鷗高校演劇部」の全国総合文化祭での優勝など、少しは明るい、元気の出る話題もございました。

本日、また全定通の各先生方の発表時間は短くなりましたが、中身の濃い一年間の研究の成果を聞いて頂きまして、大いに刺激を受け、夏バテした体に明日への活力が少しは湧いて来たのではないかと考えております。この一年間、研究に励まれました先生方、非常にご苦労さまでした。また、会場での貴重なご指導、ご助言を頂きました、講師の先生方、誠に有難うございます。また、先ほどの全体会の中で、我々の今後の学校運営の大きな指針となるお話を頂きました、学務部の大崎徳三郎先生、また指導部加藤明先生に厚く御礼申し上げます。そして、本協議会を本年も実施し、準備や運営に、お世話頂きました高等学校教育指導課の諸先生に、心から感謝致します。

最後になりましたが、半日になったとはいえ、この研究協議会は我々教頭の資質向上への研鑽と全定通の教頭が一堂に会し、それぞれの置かれた状況を的確に把握し、もって都立高校の今後の教育改革推進に役立てる唯一の機会であります。

都教委におかれましては、諸般の事情がございましょうが、紐解けば、昭和45年学校紛争を期に設けられました、この研究協議会の灯を消すことなく、今後とも継続して頂きますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶と致します。今の時期、色々ございますけれど、マイナス思考では気が滅入って参ります。先生方、どうか明日から元気を出してプラス思考で頑張ってください。

分 科 会

分 科 会

中心主題

都民の期待に応える都立高校の創造

—開かれた都立高等学校を目指して—

第1分科会		
教育課題	開かれた学校づくり	20
講 師	前都立小松川高等学校長 石 曾 根 誠 一 先生	
第2分科会		
教育課題	教頭の職務	26
講 師	前都立野津田高等学校長 伊 集 院 兼 宏 先生	
第3分科会		
教育課題	総合的な学習の時間について	31
講 師	前都立晴海総合高等学校長 小 川 輝 之 先生	
第4分科会		
教育課題	新しい高等学校像を求めて	37
講 師	元都立江東商業高等学校長 岩 田 壽 夫 先生	
第5分科会		
教育課題	問題事例の分析と防止策について	43
講 師	前都立南多摩高等学校長 亀 岡 良 平 先生	
第6分科会		
教育課題	生徒指導の体制と実態	46
講 師	前都立砂川高等学校長 佐 藤 允 彦 先生	

平成 11 年度都立高等学校教頭研究協議会

〔主題〕 都民の期待に応える都立高校の創造

分科会	発表委員会	発 表 テ ー マ		提 案 者
1 会場 講堂 55 人	管理研 第 1 委員会 (35 人)	開かれた学校づくり	全	恩田 実 (秋留台) 関間征憲 (世田谷工業)
	第一委員会 管理運営 (20 人)	開かれた学校運営 — 家庭、地域との連携・学校評価 ・授業公開・情報管理を通して—	定	及川 良一 (九段) 大野 弘 (八王子工)
2 会場 3 研 A 56 人	第二委員会 教頭の職務 (21 人)	事案決定の実際と教頭の職務	定	佐藤 光一 (深川)
	管理研 第 2 委員会 (35 人)	教頭の職務 — 研修および教員組織の活性化について—	全	青木孝雄 (台東商) 大矢保雄 (八王子高陵)
3 会場 3 研 B 57 人	高校研 第 1 委員会 (37 人)	新しい教育課程づくりに向けた教頭の役割 — 総合的な学習の時間について—	全	星野喜代美 (富士)
	第三委員会 教育課程 (20 人)	定通教頭がイメージする総合的な学習 の時間	定	相良 健二郎 (多摩高校奥多摩分校)
4 会場 4 研 B 57 人	第四委員会 新高校像 (22 人)	新しい高校像を求めて — 「チャータースクール構想」に手掛かり を得た定時制通信制併置併修の高等学校—	定	水谷 禎憲 (豊島) 宇田川敏昭 (桐ヶ丘)
	高校研 第 2 委員会 (35 人)	情報教育と教頭の役割	全	野口 眞幸 (南) 向井 誠矢 (館)
5 4 研 A 37 人	生徒研 第 1 委員会 (37 人)	問題事例と分析と防止策について — 教頭の役割と対応の実際—	全	大山 邦夫 (北野)
6 会場 9 研 58 人	第五委員会 特別課題 (21 人)	生きる力を育む開かれた定時制教育 を目指して	定	清水 一幸 (三鷹)
	生徒研 第 2 委員会 (37 人)	生徒指導の体制と実態 — 保護者との連携を深める生徒指導—	全	小島 透 (足立工業)

分科会発表主題・提案者等一覧（訂正版）

—開かれた都立高校を目指して— （平成 11 年度）

平成 11 年 9 月 6 日

司 会 者	記 録 者	助言者・担当指導主事	会場・記録責任者
須藤 勝（大泉） 樋野 清治（北園）	鈴木 春子（千歳丘） 中野 英雄（国際）	前都立小松川高等学校長 石曾根 誠一 指導主事 石井 杉生	平山 順一（調布南） 町田 昶（保谷）
石坂 康倫（八潮） 小澤 時男（文京）	土屋 徹（江戸川） 佐藤 則夫（小岩）		澤海 富保（新宿）
井上 隆（立川） 仙田 直人（第五商）	岡 昇（桜町） 森 健（世田谷工）	前都立野津田高等学校長 伊集院 兼宏 指導主事 荒川 洋	内田 和博（上野忍岡）
白木 和敏（清瀬） 綿田 直樹（調布北）	大倉 範幸（隅田川堤） 木嶋 智恵（田園調布）		新妻 紘（田無） 竿田 豊（向島商）
武山洋二郎（羽田） 長谷川 賢（拝島）	吉田 定良（赤羽商業） 小暮 通夫（永山）	前都立晴海総合高等学校長 小川 輝之 指導主事 酒井 千春	小林 淑訓（大森）
長津 美明（北野） 五十嵐和雄（久留米）	星幸 典（北多摩） 黒澤真木夫（五日市）		島田 悦郎（両国）
北澤 道夫（大森） 柴田 英男（武蔵）	米山 泰夫（農業） 大島 敏秋（瑞穂農芸）	元都立江東商業高等学校長 岩田 壽夫 指導主事 巽 公一	柴田 英男（武蔵）
村井 信彦（明正） 佐藤 公作（青梅東）	山下敬緯子（大泉学園） 辻 勇一郎（紅葉川）		野志 兼夫（高島）
大河内保雪（深沢） 梶野 茂男（城北）	内田志づ子（砂川） 手打 和明（第五商業）	前都立南多摩高等学校長 亀岡 良平 指導主事 上山 敏	橋本 謙（玉川）
上野 敏雄（大崎） 柏倉 均（芝商）	菊地 芳男（第四商） 長島 良夫（大泉）	前都立砂川高等学校長 佐藤 允彦 指導主事 高橋 基之	小暮 正利（南多摩）
揚村洋一郎（墨田川） 坂本 文樹（昭和）	小林 勝（松が谷） 渡部 静夫（忠生）		小林 勝（松が谷） 渡部 静夫（忠生）

第 1 分科会

1. 開かれた学校づくり

管理運営研究部第 1 委員会

提案者 恩田 実（秋 留 台）

閏間征憲（世田谷工業）

これからの学校は、激しく変化する社会の中にあつて、たくましく生きていく力をそなえた生徒の育成にあたらなければならない。そのためには、各都立高等学校はそれぞれの特性を踏まえた「開かれた学校づくりの推進」に一層取り組む必要がある。

そこで、本委員会は、「開かれた学校づくり」を研究テーマとし、これまで取り組まれてきた現状を把握することを目的とした調査研究を行った。

調査方法及び調査内容

- ・ 208 校の全日制教頭を対象として、アンケート調査を実施した。128 校（63%）より回答を得た。
- ・ 「都立高校改革推進計画」の第 4 章「開かれた学校づくりの推進」における〈地域・社会に開かれた学校づくりの推進〉〈生徒に開かれた学校づくりの推進〉を中心的な課題として、調査研究を行った。

調査結果の整理と分析

〈地域・社会に開かれた学校づくりの推進〉

1. 中学生の体験入学について

中学生に高校ではどのような授業が行われているか、また保護者や地域の方に高校ではどのような取り組みが行われているかを知ってもらい、理解を深めることが必要である。そのことによって、不本意入学の解消や中途退学の防止などに効果があると考えられる。約 60%がすでに実施し、今年度検討中を含めると 70%強で中学生の体験入学の体制が整いつつある。内容としては自校の特色のアピールである。

「行っている」と回答した学校を対象に年間の実施回数を尋ねたところ、2 回以上実施している学校が 40%を超えている。さらに多くの学校が体験入学を実施していくと考える。

2. 中学校と高等学校との連携について

お互いにより深く理解するためにも連携を深める必要があるが、残念ながら「平成 11 年度は

行わない」が 50%である。何をやっていいのかわからないのが実情のようである。行っている学校の内容を示したが、それぞれの学校や地域においていろいろな取り組みが行われているので参考になると考えている。特に、小中学校の先生方からのお話を伺うと、高校として何をやっていくかという方向性を掴む機会になる。

3. 大学や企業などの関係者による講演会について

大学や企業などの関係者による講演会は、68%が「行っている」と回答している。具体的な内容は進路指導のためがほとんどである。それぞれの学校の進路の実態に応じて講演者を依頼している。

4. PTA・地域・中学校への授業公開について

保護者や地域の住民、中学校の教職員及び生徒等に積極的に授業を公開し、学校の教育活動を紹介することは、保護者や地域住民及び中学校教職員の学校理解や中学生の進路選択を確かなものとするためにも推進していかなければならない。

しかし、「行っている」は 33%であるが、授業公開によって生徒が熱心に取り組むようになったという声が多く、生徒にも地域にも有意義な取り組みといえる。実施する学校は大幅に増えるものと考えられる。

5. 外部評価について

学校教育の場が地域に根ざし、生徒に対応した教育環境を整えなければならない。しかし、外部評価については、行っている学校は 2 校である。「実習先の施設・コンビニエンスストア・町内会からのヒアリングを行っている」という内容であった。

地域住民の協力を得ながら外部評価の導入を今後検討する必要があると考える。

6. 学校運営連絡協議会について

平成 11 年度から試行が始められ、その結果 12%の学校が「行っている」と回答している。今後学校運営連絡協議会全校実施に向けて、それぞれの学校において組織的な体制づくりが必

要である。

7. 地域・社会の教育力の導入や活用のためボランティア活動の推進について

64%の学校が学校行事やクラス単位、生徒会活動等で行っている。

8. 学校外における学修の単位認定について

まだ始まったばかりで、「行っていない」が84%である。しかし、今後一層の推進が求められている。教頭として、積極的に取り組む姿勢が必要と考える。

9. 公開講座の実施について

文化的な講座が86%で、中でもパソコンの講座が23校と最も多い。「その他」として、「住まいに関する講座」「生涯学習講座」とユニークなものもある。

昭和58年に開始して以来、順次拡大し、平成9年度は199校で220講座を計画していた。本調査においても、98%の学校が何らかの公開講座を「行っている」と回答している。

10. 学習・文化施設の開放について

公開講座とともに都立高校が、都民の生涯学習の場として学習・文化施設の開放を行うことが望まれている。しかし、現実には昼間「開放していない」が80%、夜間「開放していない」は83%とほとんどの学校が「開放していない」と回答している。

開放しにくい諸事情があることと推察するが、今後の課題と考える。

11. 体育施設の開放について

昼間「開放していない」は11%である。したがって、89%の学校が何らかの形で体育施設を昼間開放していることになる。しかし、夜間になると「開放していない」が73%という回答である。夜間開放できない理由として「照明灯がない」や「照明灯の電気代」などが課題となる。

〈生徒に開かれた学校づくりの推進〉

内に外に開かれた学校づくりが求められている。内にとは、教育活動にいかに関与する生徒の声を反映させていくかということで、具体的に教育課程の弾力的な編成が主眼になる。

12. 生徒の興味・感心に応じた科目の開設について

学校の教育活動について、生徒の声を十分に聞くとともに、生徒の多様な学習希望に対応した柔軟で弾力的な教育課程編成の工夫改善が求められている。調査の結果「平成11年度は行わない」が45%、「実施している」が37%である。

着実に、生徒の興味・関心、地域の実態、社

会の変化に応じた科目を開設している学校が増えつつあると考えられる。内容としては語学が多く、各学科の特色を生かしたものも多い。

13. 地域・社会を生かした教育活動について

「平成11年度は行わない」が60%である。まだまだ、地域との連携・協力体制の推進が一層望まれる。一方、「行っている」と回答した学校が25%あり、具体的な内容は、地域・学校の特色を生かしたものが多かった。

14. 学校間の転編入等の移動を容易化するため、科目や単位数などの扱いを弾力化していますか。

調査の結果、78%の学校が科目や単位数などの扱いを弾力化していると回答している。前向きに検討している実態が分かる。

しかし、まだ19%の学校が「いいえ」と回答している。それぞれ学校の特色を強く打ち出そうとすると、学校間の転入・編入が難しくなる。

15. 校内における学科間またはコース間の移動を容易にするため、科目や単位数などの扱いを弾力化していますか。(複数学科・コースなどを有する学校)

「平成11年度は行わない」が49%、「回答なし」が41%となっている。何ともいえないという状況がある。学科間やコース間の移動を容易にすることが求められているが、なかなか難しく、学科やコースの特色とも関係するので、今後の課題といえる。

16. 自校退学者の再入学の容易化を行っていますか。

「平成11年度は行わない」が66%で、趣旨は分かるが実際はなかなか簡単にはいかない現実がある。さらに検討を続ける必要がある。

まとめ

生徒に開かれたということで、学校間、学科・コース間で弾力化をやっていかないといけないが、各校特色を押し進めている状況の中でなかなか難しい。教員の意識をどう変革するかという教頭の取組みにかかっている。

1～16項目のうち、1、3、4、7、9、12、14、の取組み状況がよく、低いもので50%で高いものは98%が行っている。地域に関わる項目は進んでいる。概して、学校内で行えることがむしろなかなか思うように進んでいないということがこの結果から伺える。

おわりに

これまでは学校が教育の中心であったが、地

域・社会と連携した学校づくりが求められている時代である。間もなく学校週五日制が完全実施されることを含めて、地域に開かれた学校づくりをどうしていくか、具体的に教頭としてどうやっていくか、この調査を踏まえてこれからの実践でどうやるかが問われている。

次代を担う生徒にどのような力を育成していくか、生徒の主体性、資質、能力を生かし、さらに、個性尊重を全面に出した教育が求められているということが重要なポイントとなる。

〈指導・助言〉

前都立小松川高等学校長 石曾根 誠一 先生
「開かれた学校づくり」の推進を目指したアンケート調査並びに詳細な分析が行われており短い時間での研究が良くできておりました。

まず、全日制課程の教頭先生方では、地域・社会に開かれた学校づくりの推進の観点から、中学生の体験入学、中学校と高校との連携、講演会、PTA・地域・中学校への授業公開等に関するアンケート調査について、体験入学や学校説明会等での授業公開を実施した教職員の人数は少なく、年に1回ないし2回の実施では寂しい限りです。

教頭先生が進んで中学校等へ出向いて出前授業を実施したらどうですか。私の体験では大変効果があつたと思っております。その後、何人かの先生方も協力してくれました。開かれた学校づくりの第一歩は、日々の自らの授業を相互に公開しあうことであります。本日の発表では、特に、このことについて、こうすればよいという提案はありませんでした。教頭先生方の教職員に対する今後の指導に期待します。

外部評価については、学校運営連絡協議会の完全実施など今後の課題として残るが、それ以前に、家庭や地域は高校の日々の生活指導や学

習活動について評価していることを先生方に自覚して欲しいと思います。

次に、学校外における学修の単位認定は大変難しい問題であります。特に、全日制課程においては、在籍のままで大学検定試験を受けることはできません。いろいろ検討はされておりますが、ボランティア等は安易に考えてしまうと難しい問題になります。

開かれた学校の推進の一つとして公開講座があります。是非、先生方の専門の教科を地域の人に話して欲しいと思います。自分の専門を中心に話すことによって、授業公開も比較的容易に進められると思います。文化施設の一般開放も推進されて来ておりますが、管理面等の問題があり課題が残ります。

全体のまとめとして、学校内の問題が比較的進んでいないといえます。これは教職員の意識改革に行き着くことになります。この意識改革を進めていくのが、教頭先生方の手腕であります。いかに教職員を上手に導いていくか、才能と人柄によります。一人で事を進めるのではなく、分担をする心掛けが大切です。分担をすることは上手に教職員の意識改革を導く方法の一つでもあります。温かく接し、言うべきははっきり言って厳しく導くことが必要であります。

今後の開かれた高等学校では知識は勿論、為すことを教えることが大切であります。人間が人間として人間らしく生きることを教えるのが開かれた学校の第一歩であります。教職員の意識改革には、先ず、教頭先生方の意識の改革であります。そこには、教育管理者として、明確に自分の教育観をもつことであります。

司会 樋野清治（北園） 須藤 勝（大泉）
記録 鈴木春子（千歳丘） 中野 英雄（国際）

2. 開かれた学校運営

一家庭、地域との連携・学校評価・授業公開・情報管理を通して一

第一委員会

提案者 及川良一（九 段 ・定）

大野 弘（八王子工・定）

1 本研究の目的と調査方法

現在の教育の重要課題として「開かれた学校運営」があげられる。「学校運営連絡協議会」設置の完全実施が予定され、平成 11 年度より試行に入っている。また、平成 11 年度より授業公開が都立高校全体で実施されることになった。

本研究は現在学校がどの程度開かれているのか現状分析に基づき、学校が開かれていく上での問題点や課題、効果等について、管理・運営の観点から研究することにした。

具体的には、「家庭、地域との連携」・「学校評価」・「授業公開」・「情報管理」の四つの項目を設け、アンケート調査による分析・考察を行った。調査対象は、都立高等学校定時制・通信制課程 99 校 103 人の教頭であり、そのうち 73 人から回答を得た。

2 調査結果と分析

1) 授業公開

(1) 授業公開の目的と効果

目的で最も多かったのは「学校公開」で 61.1%。また効果で最も多かったのは「学校への理解」で 72.5%であった。両者の数値の高さには相関関係が認められる。すなわち、学校への理解を高めるねらいから、学校公開の機会に授業公開を行ったところ、「学校への理解」が深まったということである。これは明確な目的意識を持って授業公開を実施することにより相応の効果が得られることを示している。

(2) 実施対象と実施時期

実施対象の回答は複数回答可とした。多かった対象は「保護者」、「中学生」、「中学校教員」であった。保護者や中学校に対して、積極的に学校を理解してもらおうとする努力が伺われる。反面「地域住民」、「自校教員」、「他校教員」が実施対象として低い数値を示している。この点が課題である。

実施時間は、「中学校及び保護者が希望したとき（随時）」がもっとも多く、中学生向けの体験入学時、PTA 行事等に合わせて保護者向けに実施と続く。

(3) 実施にあたっての問題点と教頭の取り組み

最大の問題点は、教員の意識・関心の低さである。その解決に教頭は何をなすべきか。十分な情報を教職員に与え、意識の変革を促すという回答が約 71%を占めた。すなわち、教頭が積極的にリーダーシップを発揮し運営することが必要である。

2) 情報管理

(1) 起案文書での管理について

教育活動を起案の形でどの程度管理しているのかについて調査した。「ほとんど起案」、「重要なものは起案」を合わせると 76%になる。また事務長会編集の「事案決定マニュアル」に例示されていた代表的な教育活動 17 の項目について、起案しているかどうかは、12 以上の項目を起案文書で管理していると回答した学校が約 7 割あった。

逆に少ない項目は、「進路指導の方針の決定」、「指導要録の作成」、「進学・就職の推薦者の決定」、「部活動の連盟及び大会参加の決定」、「職員の健康診断」等で、各分掌が例年にならないながら計画実施しやすいものが多い。

だれが起案しているかについては、「ほとんど教頭」が 57.8%。「担当教員が起案しているものもある」と「担当教員が起案」を合わせると 4 割で、教員にまだ周知徹底されていない。課題としては「担当者が起案の形で処理していない」が 58.3%で、その課題解決のためには「教職員の意識改革」の必要性が 69.1%と最も多い。

(2) 起案文書による情報管理に対する教頭の意識

教育活動の決定や実施において起案の形で管理することに対して、教頭として必要性を「とても感じる」「どちらかと言えば感じている」を合わせると 92.8%。その理由としては、「責任を明確にする」が一番多く、ついで、「開示請求への対応」、「決定権者のリーダーシップを発揮する」と続く。

一方、起案の形で情報管理について 7.2%の教頭が必要性を感じていない。理由としては「ファイル等で十分である」、「少人数で情報が

密である」、「作成そのものが煩雑である」等があった。情報管理の観点から学校運営を行うのであれば、意志決定や内容等を明確にする起案文書で、重要な教育活動の情報を管理するという意識を持つことが重要である。

（３）起案文書での情報管理に対する課題

起案文書をどのように保管しているかの回答は「教頭が整理保管している」39.1%、「事務担当者が整理保管している」33.3%、「文書の種類によって教頭が整理保管している」27.5%であった。3つの保管方法に回答が分散している。いずれにしても、情報をすばやく活用できると同時に、開示請求に対応できる整理保管方法を確立することが大切である。

３）家庭、地域との連携

（１）家庭からの学校に対する質問や意見・要望

「よく寄せられる」と「ときどき寄せられる」を合わせると45.2%。「質問や意見・要望があるようだが、ほとんど寄せられない」が30.1%ある。

これらの声に対して、「聞くだけにとどめる」は１枚もなく、「関係する分掌に知らせる」、「職員会議等で職員全体に知らせる」、「積極的に検討し、学校運営に生かす」の順になり、各校とも何らかの対応をしていることがわかる。

学校が家庭・保護者の声を引き出していくためには、学校が積極的に情報の発信を行っていく必要がある。「教育課程」、「進級・卒業規定、単位認定」、「校則と特別活動」等についても充分説明を行っているが、今後も適切に対応していくことが重要である。

（２）地域からの学校に対する質問や意見・要望

「よく寄せられる」と「ときどき寄せられる」を合わせると53.4%と、家庭からの場合よりも多い。逆に「質問や意見・要望があるようだが、ほとんど寄せられない」が20.5%で、これは家庭よりも少ない。学校へ質問や意見・要望は、家庭より地域の方に多くあることがわかる。地域が学校に寄せる声は、「生活指導」に関することが圧倒的に多い。

地域の声に対する対応は、「職員会議等で職員全体に知らせる」が最も多く、地域を「外部」と意識した上で、職員全体に知らせるようにしていることが伺われる。家庭から寄せられる声の内容は、生徒個人に関することが多いが、地域の場合は学校のイメージや評判にかかわることが多い。

（３）学校運営連絡協議会の課題

「教職員の意識」としたのが57.5%、「学校運営に生かす校内体制」としたのが19.2%と、いずれも実施する側の主体性・意識が課題となっている。これは、学校運営連絡協議会の趣旨がまだ浸透していないことを示すものであろう。

学校運営連絡協議会がもたらす効果については、「教職員の意識が変わる」が59.6%が最も多く、学校運営連絡協議会が「開かれた学校運営」をめざしていることを考えると、教職員の閉鎖的な意識が学校運営で課題となっていることを示している。学校運営連絡協議会の運営は、運営委員や評価基準・評価方法など解決しなければならない課題が多いが、外部に開くことに対する教職員の共通理解を図ることが重要である。

４）学校評価について

（１）内部評価について

内部評価を「実施している」学校は5.5%、「部分的に実施している」42.5%を合わせても半数以下である。個々の生徒の学習活動の評価は行っているが、学校全体の評価は不十分といえる。

内部評価が学校運営に果たした役割については「分掌組織の活動が明確になった」が30.4%、「学校の問題点が明確になった」が26.8%、「教職員の意識が変わった」が8.9%等で、内部評価によって問題点や改善点が明らかになって、教職員の意識の変化や教職員の指導体制の充実に効果があったとしている。

一方、内部評価をしていない学校は52.1%ある。実施できないあるいは実施しにくい理由として「教職員の意識・関心が低い」が51.4%と最も多く、「内部評価についてよく知らない」が10.8%あった。

実施することができるようにするための手だてとして、「年度末に分掌・学年毎に反省をまとめ、総覧していく」が27.7%、「行事終了後に反省アンケートをとり、結果をまとめていく」が25.2%等、各学校の教頭が対策を考えていることが伺える。

（２）外部評価について

外部評価を実施している学校は１校もないが、部分的に実施している学校は6校である。

一方、外部評価を実施していない学校は90.2%である。実施できない、あるいは実施しにくい理由として、「校内体制ができていない」

が 49.3%、「教職員の意識が閉鎖的である」が 33.8%、「外部評価についてよく知らない」が 7.0%であった。また、「今後、外部評価を実施していくために、学校としてすべきこと」についての回答は、「家庭・地域社会等との連携に積極的に取り組む」が 41.4%、「教育情報は、外部に対して適切に提供していく」が 26.2%であった。外部評価の実施に当たっては、必要な教育情報を外部に適切に提供していくことが重要である。

3 まとめ

今日、都立高校に対する都民や社会の関心は高まり、「開かれた学校づくり」の推進が求められている。指導部「高等学校学校経営に関する資料」の平成 8・9・10 年度版を比較しても、各校で「開かれた学校運営」への取り組みが着実に進行していることがわかる。外部評価の導入、中学校訪問、学校説明会などの実施率が徐々にではあるが高まっている。本研究でも、定時制・通信制課程において未だ不十分とはいえ、家庭・地域との連携を深め、教育活動を公開しつつ、外部の評価や情報開示に対応できる教育活動や学校運営に取り組んでいることがわかる。

しかし、いまだ十分に進まない原因として、教員の意識が閉鎖的であることがあげられる。着実に改革が進んでいる学校の多くは、情報を提供しつつ改革のための校内体制を整え、教職員に学校運営に参加している意識をもたせることによって教職員の意識改革を促しているようである。その際、「開かれる」ことで学校の主体性が失われるのではないかという意識がまだ根強いだけに、「開かれる」と学校との主体性の関係について共通理解を図ることが極めて重要である。そのためには、教頭の強力なリーダーシップがぜひとも必要である。

〈質疑応答〉

（問）学校評価についてどのように考えているのか、学校運営連絡協議会の試行校が外部評価がどのように実施されているか教えていただきたい。

（答）学校運営連絡協議会は外部評価が実施されることが重要であるが、外部評価に耐えられる教育活動をすることによって、教員の意識が変わることが期待される。

〈指導・助言〉

（前都立小松川高等学校校長 石曾根誠一先生）

発表者は本当によく勉強されているが、この研究協議会に出席者が少ない。教頭の唯一研究発表の機会である研究協議会を利用できないということは、教頭自身の意識改革も必要であると苦言を呈したい。

①情報管理 外部からの情報・苦情が寄せられなくなる状況の方が、定時制の大きな問題であると考えるべきである。

②単位認定 定時制高校における通信制高校との連携による単位認定は、今後の大きな課題である。

③学校評価 私は定時制で多様化した生徒の実態を教えて欲しいと、文章にして報告させた。例えば国語の漢字で野原と原野、森林と森、林を区別して読めないことや、数学では、くり上がり、くり下がり、の計算、分数の意味などの理解ができるかどうかは課題である。このような方法での内部評価をもぜひやっていただきたい。

④授業公開 公開授業が多く、定時制で行われているが、もう少し進んで自分の学校の先生に相互に授業公開ができるようにして欲しい。

⑤学校開放 開放の課題は教員の意識であるという割合と、開放することによって教員の意識が変わるということが同じ割合を示していることは、非常に興味ある見事なデータである。

⑥文書起案等による情報管理 どのようにするかは教頭の出方次第である。

これからの日本の教育は知識だけを教える時代ではなくなっている。ユネスコからも高等学校では知的な学習だけでなく、「なすことを教える」ことが提案されている。ナイフを持たない教育ではなく、いかに正しい使い方を教えるかということである。人間が人間らしい生き方をすることを教えるのが学校であり、これが学校の使命である。

管理者として教員に意識改革を迫るには、教頭として自分の明確な考え方・教育観をきちんと持つことが重要である。『自らの意識を変えずして、他人の意識は絶対変えられない』というのが私の持論である。今後の先生方のリーダーシップを期待しています。

司会：石坂 康倫（八 潮・定）

小澤 時男（文 京・定）

記録：土屋 徹（江戸川・定）

佐藤 則夫（小 岩・定）

第2分科会

1. 教頭の職務

— 事案決定の実際と教頭の職務 —

第二委員会

提案者 佐藤光一（深川・定）

<提案要旨>

1. はじめに

「校長の権限に属する事務及び補助執行をする事務に関する事案の決定権限の合理的配分と決定手続きの整備を図ることにより事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事案決定の適正化に資すること」を目的として、平成9年4月1日より「東京都立学校事案決定規程」

（以下「規程」という。）が施行された。「規程」により、①事案決定の原則の確立、②校務の所属職員への合理的配分、③機関としての意思決定方式の整備、④校務の執行体系と責任体系の明確化、⑤開かれた学校経営の実現、がより明確化されたといえる。

「学校教育法第28条」で抽象的に規定されていた教頭の職務についても、「規程」の中で教頭の専決事項を定めたことで、教頭の職務内容・職務権限はより具体化・明確化した。そのため、事案決定に当たり、適時性・正確性・公正性の確保などが教頭にも求められ、「校長を補佐する立場」とともに、「自ら学校経営に係わる立場」としての自覚と責任が大きくなったといえる。

本研究では、一昨年度の当委員会の研究を基に、施行後2年近くを経過した「規程」に沿った「事案決定の実態」を調査し、先行研究の「事案決定に対する意識調査」との比較検討を行った。比較を行うため、調査項目・内容は前回調査と同じ26事案とし、「規程」施行から約2年を経過して、事案決定に対してどのような変化が現れたかを検討した。さらに、起案文書の作成や事案（意思）決定までの手順、起案文書の保管等についての調査も併せて実施し、起案に係わる各学校の実態を掴み、問題点や今後の改善の方向性を考察することとした。

調査対象は、東京都立高等学校定時制通信制課程103人の教頭であり、そのうちの76人（回答率74%）から回答を得た。なお本調査は、平成11年2月に実施したものである。

2. 教頭の事案決定について

1) 事案決定と職務の遂行

—職務を遂行しやすくなったか—

前回の調査と比べ、「職務が遂行しやすくなった」との回答がすべての項目で増加している。

前回の調査では、「教務に関すること」「学事に関すること」など生徒に関するもので回答の割合が比較的高く、事務处理的な繁雑さが省略できる効果を期待していると考えられた。しかし、今回の調査では、「服務に関すること」「職員の給与旅費等に関すること」「福利厚生及び安全衛生に関すること」に対して「職務が遂行しやすくなった」との回答が大きく増加している。これは、教頭が事案決定権をもち、自ら責任をもって決定できることから「職務が遂行しやすくなった」と回答したと思われる。

「規程」の施行により、教頭の職務の位置づけが自他共に明確になり、教頭が職務を行うのにプラスの効果がはっきりと現れていると考えられる。

2) 事案決定の職務遂行への効果

—どのような効果があったか—

事案決定を行うことによって効果があったこととしては、「内容の充実・明確化が図れる」の回答が最も多く、前回の調査と比べて約3倍の回答があった。文書で起案し、協議・審議を経て事案決定を行っていくため、誰でも分かる明確な表現が求められ、各事案内容がはっきりしてきた効果が現れたと考えられる。特に、「教務に関すること」や「学事に関すること」でこの回答が多かった。これは、これらの事案が担当者を中心とした比較的分掌内部だけの決定で済まされていたものが、他者を意識して記録として残すことにより内容の充実・明確化が推進されたためと考えられる。

一方、「効率化が図れる」については、前回と比べ大きく減少した。これは、起案すべき担当者が主体的に起案文書を作成することができず

事案の起案段階から教頭が指導・支援を行っていることと関連があると考えられる。今後は、事案決定の方法や手段の改善を行うことが必要である。

「責任感が増す」の回答は、前回同様その比率は高い。これは、教務や学事など生徒に係わる事案の決定で教頭の責任が問われているからだと考えられる。

一般的な傾向として、前回調査では「責任感が増す」「効率化が図れる」が大きな比率を占めていたが、今回の調査では「内容の充実・明確化が図れる」「責任感が増す」に高い比率が示された。職務の内容がはっきりすることで、教頭の職務上における責任の明確化や教頭の指導力の発揮にもつながってきていると考えられる。

3、教頭の職務と起案

1) 事案決定細目の起案とその実際

定型の用紙で起案している割合の高い事案は、教務に関することであった。これは、教務に関する「教育実習の受入れ決定」「補助教材の選定及び届け出」「避難訓練の実施計画の決定」など学校管理のうえで生徒に直接関わる重要なことであり、起案文書により記録として残しておく必要があると判断したためと考えられる。

今後、教頭に与えられた課題としては、様々な事案に対して起案する必要があるかないか、またどのように起案するかを判断することが重要となる。学校運営上の必要性、職員の服務に対する意識の向上、情報公開への対応を考慮し、内容の適正さを管理職として判断していくことが必要である。

2) 起案文書の作成とその実態

調査結果によると起案文書作成の必要性に対する教員の理解は低く、この点に関しては学校現場ではまだ多くの課題が残っている。

「教員への起案文書作成の理解のために教頭が行っていること」は、「職員一人一人への呼びかけ」を筆頭に「職員会議での周知徹底」や「印刷物の配布」などの回答が多かった。このような取組みは、起案文書の作成によって「文書管理の徹底」、「起案者の明確化」、「事案決定者の明確化」、「情報開示への対応」、「過去の事案の確認」などの面で効果があがったと判断しているためと思われる。

また、起案文書については、自校作成用紙を使用したり、行事などの事案において一括してひとつの発番で起案したり、枝番を使用して起

案の処理をしているなど各学校において工夫している。

3) 起案から意思決定まで

―手順どおり行われているか―

30%を超える学校でまだ、事案決定手順の確立ができていない。教員の意識改革を日常機会あるごとに促したり、学校内での事案決定システムの明確化を図ったりするなどして改善していく必要がある。具体的に事案決定に係わる実務環境の整備を図っていく中で、その必要性・有効性の意識化が進み、深く理解されていくことが期待できると思われ、こうした場面での教頭の果たす役割が非常に重要になっている。

4) 起案文書の保管

―文書の保管はどのように行われているか―

起案文書の整理の仕方を時系列によって行っている学校が半数近くを占めており、日常業務を考えるとこの方法が一番機能的に無理なくできるものと考えられる。また、継続的な事案の多い学校現場にあつては、前回の記録等を参考にすることが多く、配布プリント等の教育情報の管理が大切である。しかし、学校として「組織的に保管していない」と回答した学校が20%あり、さらにおよそ4分の1の学校で情報開示への対応が不十分と回答していることと合わせて、早急にその意識化・実務化を一層推進することが必要となっている。学校における多様な教育情報をどのように整理し、共通理解を図り、有効に活用していくか、より一層検討を重ねて行かねばならない。これらの教育情報が学校の大切な教育財産として今後、どのように生かされていくのか、効果的な保管方法や整理の仕方が、各学校毎に工夫されている中で、教頭の創意工夫が強く求められているところである。

4、結論と今後の課題

先行研究は、施工前の意識調査であり、今回の調査は、各事案に対してどう考え、対処しているかの実践的な部分に重きが置かれたものであった。比較検討の結果、「職務が遂行しやすくなった」がすべての項目で増加していることと「内容の充実・明確化が図れる」が3倍となったことがあげられ、事案決定を行うことが職務内容の明確化、教頭の指導力の発揮につながっていることが分かった。

起案に関する意識調査からは、教員の起案に対する必要性についての理解不足が明らかになった。未だに職員会議などの話し合いや協議で

決定の処理がすんでいると思っている教員に対し、教頭は文書による組織としての意思決定が必要であることを理解させるため苦労していることがうかがえる。そのためには膨大な時間と労力を必要とするが、手間を省いて教頭が自ら起案文書を作成しているのでは解決にはならないであろう。

「事案決定規程別表」や「東京都立学校事案決定実施細目」に例示されている事項のうち、教頭の専決事項についてはほぼ起案され事案決定されていた。

また、「別表」や「実施細目」に例示されていない事案については、「例示されている事案を参照して事案決定の原則に従って決定権者が定められるものである」となっているが、実際にはどの事例をどこまで起案する必要があるかの判断は、各学校で違いがある。これは、学校の個性化・特色化に向けて校長の学校経営方針や、教職員・生徒・保護者・地域などの対応によって、学校毎に起案する事案に違いがでてくるためであろう。しかし、このことは公立の学校としては、決して望ましいものではなく、起案すべき事例についてのガイドライン作りが今後の検討課題である。

行政職では、当たり前の文書による意思決定であるが、教員にはこの「文書主義の原則」が十分に理解されていない。学校という組織としての意思決定の必要性を、根気強く教員に指導していくことが今後とも必要である。

事案決定した文書の保管・管理についても見直し、情報開示に対応できるようにすることはもちろん、過去の決定文書を見ることで、事案の内容、責任体制などを明確にし、管理体制を確立していくことが大切である。

「規程」が施行されてから2年が過ぎ、いよいよ文書による意思決定の仕組みが整備されてくる時期となってきた。教頭としては、教員に「文書主義の理解・徹底」を図ることと、学校という組織体として意思決定をしていくことの必要性・重要性を再確認して、事案決定していかなければならない。

〈質疑・応答〉

（問）起案の経験のない教員にどのようにして起案させたらいいか。良い方法があったら教えて欲しい。

（答）教頭が代わりに起案しがちになるが、面倒でも教員一人一人に根気強くお願いしてい

くことが大切だと思う。

（答）起案を書いてもらうきっかけとしては、事務長と相談して、例えば、部活動に関する書類には校長印があるので起案文書を作成しないと校長印を押さないようにしてもらった経験がある。

また、校長名で文書を出す場合は必ず起案することを徹底した例がある。

〈指導・助言〉

前都立野津田高等学校長 伊集院 兼宏 先生

開かれた学校経営の実現という課題に正対した発表であった。平成7年度の教頭問題等検討委員会と平成9年度の都立学校等あり方検討委員会での検討を経て、平成10年度に各学校で管理運営規程が決定された。事案決定は第2条に位置づけられ、教頭の職務を明確化し、組織的な学校運営を行うための重要な柱になっている。

「規程」施行前と施行後を比べた結果、事案決定が定着しつつあることがはっきり現れており大変喜ばしい。しかし、事案決定を行うことで「効率化が図れる」という回答が施行後に半減したということは、事案決定に対する教員の理解不足の現れであり、現職教員の資質向上のため、研修の確立が求められているといえる。

「効率化が図れる」の回答が多くなることが期待されたが、現在この回答が少ないということは、事案決定が教頭止まりで、教頭が現場で苦労しているという現れだと思う。教員の意識を高めるためには事務室と連携をとってまず主任層への徹底を図る必要がある。そして、主任層を動かしながら学校経営をしていくことが大切である。事案決定を徹底させることが、これからの学校運営の命運をにぎる重要な問題と考えられる。

学校を組織として動かすために、教員研修を行うなどして、教員を育てる教頭が求められている。

司会

井上 隆（立川・定） 仙田直人（第五商・定）

記録

岡 昇（桜町・定） 森 健（世田谷工・定）

2. 教頭の職務

— 研修及び教員組織の活性化について —

管理運営研究部会第2委員会
提案者 青木 孝雄（台東商業）

管理運営研究部第2委員会は発足以来教頭の待遇改善・職務の在り方について研究を行っている。本研究のテーマは平成10年度と同じであるが「東京都公立学校の管理運営に関する規則」が改正されたことについても言及し内容面において前年度より深めている。

研究は校内研修について9項目、校外研修について5項目から成り立っている。教頭の果たす役割については211校中203校からの回答を得て、集計し、分析と考察を行った。

アンケート調査の結果と分析

Ⅰ－1 校内研修について

校内研修が年間計画に位置づけられているのは93校で約半分である。年間計画に位置づけられていない学校では、55%が必要に応じて行っていると回答している。年間計画に位置づけられている学校で、教頭が果たすべき役割は、「担当者に指導助言する」が一番多く、次に、「推進組織を明確にする」、「中・長期的なテーマを設定する」と続く。年間計画に位置づけられていない学校では、一番多いのは「推進組織を明確にする」である。その次に「中・長期的テーマを設定する」、「部会や学年会に出席し、推進を促す」、「外部資料など情報を提供する」が続く。研修が活発でない理由の一つには、研修を担当する校内組織がとくられていないことが挙げられる。準備段階での教頭の役割は「主任層を指導・助言する」を挙げ、主任の果たすべき役割が大きいと考えられている。また、実施段階では「担当者への指導・助言」が70%と圧倒的である。教頭は校内研修の充実のために、校内研修を推進するための組織作り等相当程度かわりを持ちながら役割を果たしている。講師の招聘について東京は比較的外部講師を招聘しやすい環境にあると言える。

研修に対する教員の意識について、「大変低い」学校が16%もある。意識の高い学校では「課題解決の必要性が高い」という回答が74%もあり、逆に意識の低い学校では「教員が全く必要性を認めていない」が66%を占め、教員に必要

性を認識させることが大切である。

教頭は校内研修の成果を「校内改革」、「教員の意識改革」「学校の個性化・特色化」、「学校評価」、「教育課題の具現化」等に生かしたいとしており、学校の活性化のためには校内研修がぜひ必要であるという認識を持っている。

Ⅰ－2 校外研修について

校内研修への参加促進のため、教頭は積極的に教員に働きかけていることが分かった。主催団体ごとの人数は、延べ参加総数のうち「教科研究会」が一番多く、続いて「都立教育研究所」、「都総合技術教育センター」となっている。最近「民間企業」への研修が増加している。「現職研修Ⅰ、Ⅱ」の受講者は、今回のアンケートでは除外している。研修の分野は教科に関するものが半数以上を数え、校外研修の中心を占めている。特にコンピュータなどの情報処理関係の研修会の開催が多くなっており参加者も増加している。

校外研修の成果は半数以上の学校で教科、分掌に報告されている。教員全体が共有する比率は約33%となり、かなりの比率で教員に何らかの方法で研修成果は伝えられている。しかし情報の提供が全く行われていない学校が32校あった。校外研修での成果は、授業・学習指導の創意工夫や、生徒の生活指導や生徒との対応について効果が見られ、校外研修はかなりの比率で、学校の教育に大きな効果をもたらしていると言える。

Ⅱ 教員組織の活性化について

本年度は都教育委員会の「都立学校あり方検討委員会報告書一校長のリーダーシップの確立に向けて一」（平成10年3月）に基づく「管理運営規程の策定について（通達）」（平成10年10月）を受け、各学校は管理運営規程を定めた。この運用について教頭の果たす役割に調査の視点を当てた。アンケート調査は以下の2項目について実施した結果、各校は実情に応じて多様な取り組みをしている。

（1）Ⅱ－1 勤務校における「企画調整会議の構成員及び運営」について

(2)Ⅱ-2 平成11年度の校内人事について
アンケート調査は12月から1月にかけて行った。分析と考察の結果から、教頭の努力のあとがうかがえる。特に、教頭は教員の意識改革に時間をかけていることが分かる。各校の教頭は校長の指導のもとで、創意工夫を行い、労を惜しまず指導力を発揮している。

「管理運営規程」の定着のために各校の歴史的事情を踏まえて教頭が多様な策を立てて取り組んでいる実態がよく分かる。都立高校の中には創立以来の年数も様々であり、学校運営の内容にも格段の差があり、アンケート調査の分析もまとめにいく面があった。4月下旬以降は、実施状況も好転していることも予想できると考える。

まとめ

校内組織の活性化は教員の意識の変革が不可欠であり、これには教員の資質の向上が大切である。そのため研修の充実を求めて、教頭は現在学校の実態に応じて取り組んでいることが、アンケート調査から明らかになった。研修会への参加の粘り強い呼びかけと研修会で収集した情報の共有化の面で、教頭が力量を発揮することが学校改革の推進の糧となる。組織の活性化を図るには、新しい管理規程の定着を目標に教員の意識の改革を図ると共に教頭は教員の共理解を達成するための方策とその実践が重要である。校長がリーダーシップを発揮できるように、教頭は補佐役として教員との様々なかかわりを持ちながら、「開かれた学校運営の実践」、「組織の機能を高める」ため校長の指導を仰ぎながら、教頭間の情報交換と連携を深めて、自らの力量を高め、研鑽を積むことが求められている。

指導・助言

前都立野津田高等学校長 伊集院 兼宏先生
研究の内容は非常に重要なものを含んでいます。まず研修についてですが、研修は先生方の意識の中で大きな比重を占める問題であろうと思います。教員は研修が命といわれるように研修は非常に大事です。しかし、発表にもあったように高校の校内研修の定着度は小・中学校に比べ低いといえます。しかし、そうだからといって高校の先生に研修意欲はないかというところ、決してそうではないと考えます。私は、7月の現職研修Ⅱで「中堅教師の役割」ということで

講師を勤めました。一日中の研修で、私の出番は、最後でした。朝からの研修ですから、どれだけ聞いてくれるかと思いながら話しをしたのですが、先生達は本当に集中して聞いてくれました。先生達は非常に研修意欲があると感じました。先生方のその意欲をどのように位置づけ持っていくのか。例えば9月1日の防災訓練の後、職員会議等で職員に校長や教頭が防災教育や心構えについて話をするのも研修であると思います。また、各学校でカリキュラム委員会等が設置されていると思いますが、職員会議を通して委員会で検討された内容を発表し、みんなで討議していく。それも研修です。学校の活性化のために校内研修を年間計画に位置づけるのも一つの方法ですが、その場その場で起こった現象に対し一番興味のある課題を取り上げて、先生方の意識を掘り起こしていくことで研修が体系づけられると思います。

次に教員組織の活性化ですが、この発表の中で企画調整会議を管理運営規程の準則どおりにやっているのは70%とあります。管理運営規程の策定は校長にとって大変なことであったし、教頭もまたそうであったでしょう。これは、簡単には定着するものではない。非常な努力がいります。その根本は何かといいますと一番大事なことは、主任制の定着です。主任制の定着なくして管理運営規程の定着はないと申しても良いでしょう。主任制度については、職員団体が何十年もかけてこれを阻止し、勤務評定を反対してきた経緯があります。この発表の中で、「この制度に教員はなじまない」という答えが5校あります。なじまないのではなくて、なじませなくてはならないのが管理職の責任であります。これは規程ですからやらなければいけません。都立高校の命運がかかっています。特にこれから校長となって職責を果たしていく教頭先生達に、これをしっかりと受け止めておかないことには、学校が死んでしまう結果になります。是非重く受け止めて欲しいと思います。

現在私は都立高校を回っています。すでに70校の校長先生と面接をしていますが、校長と共に教頭の姿が都教委によく見えるように先生方の健闘をお願いします。

司会 白木和敏(清瀬) 綿田直樹(調布北)
記録 大倉範幸(墨田川堤) 木嶋智恵(田園調布)

第3分科会

1. 新しい教育課程づくりに向けた教頭の役割

ー総合的な学習の時間についてー

高等学校教育研究部第1委員会
提案者 星野 喜代美（富士・全）

新学習指導要領には、激しく変化するこれからの時代に生きる力を育てていくため、「総合的な学習の時間」が盛り込まれた。そのねらいは、「自ら課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」「問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育成すること」「自己の生き方についての自覚を深めること」等である。

「総合的な学習の時間」を実施するにあたって、文部省は、地域や学校、生徒の実態に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など各学校の創意工夫に期待し、教科書や指導書を出さないとしている。

すでに専門学科の高校などでは、「総合的な学習の時間」と見なすことのできる「課題研究」を実施している学校もあるが、普通科高校での実施例は極めて少ない。そこで、先進的な事例を紹介し、教頭としてどのように係わり、指導していくことが必要かを調査・分析・考察することとし、先行校4校に実地調査を行い、主に経緯、概要、現在の状況、課題・問題点等についてまとめた。

1. 東京都立A高等学校

第15期中央教育審議会の答申を踏まえ、開校時の教育課程から「課題研究」を導入・実施している。

主題はA校の専門教科である国際理解に関連するものとし、個人研究とし、必要に応じて講師や他の研究機関等で指導を受けてもよい。研究方法は図書館・資料館の利用、実地踏査等によって進める。

報告書は、日本語または英語で記述し、指定の表紙をつける、参考文献は必ず記載して提出する。評価は、研究経過、面接試験、提出原稿により、a 着眼点 b 方法 c 内容 d 創造力 f 文章表現力 e 意欲の観点から行い、普通であれば4、特に優れているものには5を与える。なお、現在まで単位を認定しなかった例はない。

現在は、校務分掌の中に研究開発部が設置され、3名～4名の教員で構成されており、生徒への説明会の企画、実施、課程の分類と担当教員の決定等の業務全てを行う。

2・3年生を対象とし、2単位で通年行われているが、長期休業中に指導をする場合もある。全体として生徒は意欲的に取り組み成果をあげている。

〔課題と問題点〕

①教員一人あたり生徒8名～10名を指導するが、それぞれ個性ある指導を行うため、指導方法や内容に差が出る。

②研究報告には力作が多く、週2時間では時間が足りずに放課後等の時間外指導が多くなり、教員の負担が大きい。

③人事異動等により、組織としての指導や協力体制の維持・確立が難しい。

2. 私立B女子高等学校

女子の普通科高校であり、一時は中学校も併設されたが、生徒急減期に閉校の危機に瀕し、多くの改革を行ってきた。

平成5年度、完全学校週5日制に向け、校長より教育課程の改善の要請があり、教育計画委員会が発足した。委員は11名で構成され、「総合」については週14時間の中から、1時間の「総合」と研修1時間が認められた。

平成6年4月教育計画委員会の中にプロジェクトチームが発足し、指導案作りを行う。平成7年4月から委員を6名とし、週1回会議を設定する。平成8年度から、1年の「総合」「愛と性」を主題として11名で開始した。

1年の総合「愛と性」の学習目標は、ア) 愛と性を考える中で人間としての生き方を考える。イ) 男女の性機能を科学的に知る。ウ) 愛と性を男女の対等な人間関係の中で考える。エ) 性に関する様々な問題を、平等・人権の視点で考える。

事業内容は、ア) 導入 イ) 男女の性機能 ウ) 避妊・中絶 エ) 性の商品化 オ) エイズ カ)

研究発表とした。授業形態は、1 クラスを半分に分けて班別討論を行い、ビデオや教具を活用することとした。

単位修得については、テストは行わず、評価はしない。ノートづくりを通年で実施しノートの提出と研究発表を最低の条件とする。

平成 10 年度に3 年目を迎え、2 年の総合で「平和」、3 年の総合で「女性と人権」といった系列が完成したところである。

〔課題と問題点〕

①教員の指導力の向上 ②教師集団の活力の低下 ③教員の持ち時数 ④研修時間の確保 ⑤履修・修得の方法 ⑥評価方法 ⑦教科予算の保障等。

3. 東京都立 C 高等学校

平成 8 年、「課題研究の指導と評価」の委員会が発足し、5 名で検討を開始。平成 9 年 3 月、①研修課題の報告書作成の義務づけ、②系列や科目の学習と関連する課題設定、③課題に関連深い教員の担当等が確認され、その目的は自ら課題を発見し、主体的に解決していく能力の開発とした。

第 2 学年の 7 月に説明会を実施し、ア) 3 年間の学習のまとめであり、自分の力で研究する、イ) 教師は助言者である、ウ) 研究主題は 10 月、年間計画書は 11 月末の締切であることを伝えた。

指導者の決定は、提出された計画書を分野・教科別に分類し、各教科担当者を決定し、教員 1 名につき生徒は 10 名程度とした。

評価は、毎時間提出する報告書で自己評価(意欲、計画的実施、気づき・疑問・好奇心の 3 点)を提出させ、さらに研究への「意欲・関心・態度」、出席、活動状況等を加味して総合的に評価する。目安は 5 段階評定の 4 とした。

学習方法は、校内を基本とするが、担当者が認めた場合には、図書館等の利用や資料収集のための外出を許可することとした。

〔問題点と検討課題〕

①研究の行き詰まり、②校内の資料不足、③授業中の他ゼミ生徒の侵入、④生徒掌握が困難、⑤発表会の視聴者が少ない、⑥発表会の設定時期と 3 年生の受験時期の重複等が問題点であり、検討課題は、①図書館の使用方法、②課題研究の実施時期、③「産業社会と人間」との関連、④進路別、分野別講演会等の講師の確保、⑤系列毎に不均衡な生徒数の是正、⑥施設・設備の利用方法、⑦生徒の進路保障等である。

〔教頭の役割〕

①委員会素案作成時の指導助言、②主題例の提供、③講師の依頼、④施設・設備の充実と渉外等がある。

4. 東京都立 D 商業高等学校

商業科、国際会計科、情報処理科を有する商業高校で、18 クラスの中規模校である。

学習指導要領に「課題研究」が示されるとすぐに検討に入り、平成 8 年度より実施している。「課題研究」は専門科目に属しているため、指導は全て商業科の教員 20 名が担当している。

対象学年は、専門科目の「総合的、な学習の一環として捉え、専門科目の深化がより期待できる 3 年生とし、実施方法は、特定の曜日に同時に、2 単位科目として一斉指導している。

講座の決定方法は、生徒の興味・関心に基づき、自発的な授業設計による学習効果を期待して生徒の希望を最優先とした。2 年生の 2 学期に当該年度の開講講座一覧から予備調査を行い、開講希望講座も記入させて次年度開講講座一覧を作成する。3 学期に一覧による希望調査を実施し、第 4 希望までとる。その後、生徒一人ひとりと面接し、学習目標、予定、方法を確認する。教員に対しても担当講座の希望調査を実施し、10 人～15 人で 1 講座を開講する。

評価・評定は、調査・研究、実習、作品制作分野については、自己採点と提出物、および出席状況を総合的に評価し、資格取得分野については、生徒の設定した学習目標の進行度合によって評価する。

〔検討課題〕

①生徒の学習目標と学習意欲の喚起、②専門性と職業観の育成に対する疑問、③教員の研修体制の整備、④施設・設備の充実、⑤生徒自身の課題設定と解決能力育成教育への教員の意識改革、⑥生徒と共に考える指導法の研究と開発等である。

〔教頭の役割〕

①研修組織の確立、②教員への情報伝達、③市民講師の採用、④地域との連帯の必要性等がある。

5. 課題とまとめ

今後、実施に際し次の点が考えられる。

(1) 指導方法

年間を通して時間割に位置づけることが運営上必要であるが、主題により長期休業中にも集中的に行うことが必要な場合もある。

(2) 単位数

3 年間で 3 単位～6 単位の幅があり、どの学

年で何単位を実施するのか。

（３）教員の意欲

教員の意欲を継続させることが大切であるが、特定教員への負担の集中や、人事異動などにより教師集団の協力態勢の変化。

（４）修得と評価

生徒の状況や学校の体制により、様々な方法が考えられるが、教員の意見をまとめていく際に教頭はいかに適切な指導・助言、情報提供ができるかも重要な役割である。

〈質疑・応答〉

ー他県の実践校の紹介ー

この学校では、全校的に「総合」に取り組んでおり、各担任が自分のクラスを指導している。

テーマは教材開発委員会が提案する。委員会には、校長、教頭、国際委員、環境委員、情報委員、福祉委員、地域調査委員からなり、実施計画を作成したり、素案を学年に提案し、何度もキャッチボールをして決定する。

授業は、１テーマ５時間でワンセットとし、

１限は全員対象の外部講師の講演、２限は１クラスが体育館ステージで模擬授業、他はクラスは見学、３、４限は各HRでビデオ学習やディベート、５限にまとめなどのように行う。全校的に取り組むには、日常的な校内のコミュニケーションが大切である。

（問）必修クラブの中身を踏襲する形で「総合の学習時間」を実施できるのか。

（答）文化クラブの一部では不可能とは言えないが、趣旨が異なるため、無理と言わざるを得ない。

（問）主に受験校では、受験のための「演習」に利用されるのではないか。

（答）趣旨を踏まえて、初めから認めない方向で指導していただく方が良いと考える。

司会 武山洋二郎（羽田）長谷川 賢（拝島）

記録 小暮 通夫（永山）吉田定良（赤羽商業）

２．定通教頭がイメージする総合的な学習の時間

第三委員会

提案者 相良 健次郎（奥多摩分校）

平成10年7月に、教育課程審議会から、子供たちが社会の変化に対し主体的に生きる力を育てるため、教科や特別活動、更に第三の領域として「総合的な学習の時間」が提言されました。この時間は、各学校が地域や学校の実態等に応じて創意工夫し、特色のある教育活動を展開し、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習によってより円滑に実施するための時間です。そこで、第三委員会では、定時制・通信制課程における「総合的な学習の時間」を定通教頭がどのようにイメージしているかをアンケート調査研究しました。調査の対象として都立高等学校定時制・通信制教頭100校103名（含む北地区チャレンジスクール）。回答数は総数83。調査時期は平成11年2・3月です。文献・先行研究をもとにアンケートを作成し、内容は①意義・目的②テーマ（取り組む内容）③教育課程④指導体制⑤学習形態⑥学校行事⑦評価⑧自由意見の8項目について調査しました。

調査結果と考察

（１）意義・目的について

「主体的に考える力・学ぶ力を育てること」との答えが76%を得、「知の総合化を図ること」が40%。他の二つの項目は30%以下でした。「主体的に考える力・学ぶ力を育てること」に主眼を求める傾向が見られました。

（２）テーマについて

テーマは学習活動の内実を決める重要なポイントです。重視したいテーマでは「福祉・健康」、「国際理解」、「環境」、「情報」を中心に調査しました。「環境」が45%、「福祉・健康」が31%、「国際理解」が18%、「情報」が16%でした。「福祉・健康」重視の観点では、他人を尊重する態度や思いやる気持ちの育成に53%の支持があり、その他の観点も30%以上の支持で各観点のばらつきが小さいことが分かります。この事は今後、急速に高齢化社会が到来することに存する理解と受け止められます。「国際理解」重視の観点では、自国についての理解を深めることに73%の支持がありました。

国際化が急速に進展する中で国際社会に生きる日本人の育成は一層重要です。そして我が国の歴史や文化を正しく理解し異なる文化や習慣をもつ人々と交流し共に生きていくための資質と能力の育成が一層重要になります。「環境」重視の観点では各項目がほぼ均等でした。「情報」重視の観点では4つの観点の支持率がほとんど同じで40%前後でした。携帯電話等の爆発的な普及等、今後の社会が高度情報通信社会である事を踏まえて情報化への対応の危機感が伺われます。

（3）教育課程について

「課題研究」で代替する事については、専門学科を有する学校で、「代替する」との回答が約半数、「代替しない」が30%近くになります。扱いは「時間割に位置づけ継続的に行う」が60%近く、その他も44%あります。内容によっては集中して行う必要があるとの考えを反映しているとみられます。単位数は教育課程審議会答申で3～6単位としていますが、3～4単位との回答が80%以上で、答申の上限6単位との答えは10%未満でした。授業時間に組み込む場合3～4単位が比較的扱い易いためとみられます。各学年への割り振りは、それぞれの各学年に割り振るとの66名の回答の内、「各学年均等に割り振る」と「特に3・4年で扱う」とがほぼ同数でした。初めて導入で、様々な試みが予想される結果となりました。上級学年に割り振る回答が下級学年に割り振る回答に比べて多くなっていることが注目されます。検討の進捗状況は「調査時点で検討していない」が80%以上あり、内容が不明確で扱いにとまどっている学校が多いとみられます。しかし平成12年度から導入可能なこともあり、現時点よりは進むものと考えられます。「検討を進める分掌」については教務が最も多く、新たに委員会を組織し積極的に対処しようとする答えも10%強あり注目されます。その他に職業高校で「専門学科で行う」が1名ありました。尚、回答数は66名です。

（4）指導体制について

担当者については「全教員が担当」「教科にこだわらないで担当者を選出」「特定の教科が担当」の3つに分散しました。「各教科から担当者を選出する」が低率でした。この事は単学級校が多いため、「全教員が担当する」を選択した可能性がうかがえます。担当人数の配置については、「2人で担当」「3人以上で担当」を合わせると80%でした。複数の教員で担当する指導体制をイメージしていると思われます。地域や社会の人材の活用については、回答数77名で「必要に応じて活用」が70%

と高率でした。「積極的に活用」と合わせると89%でした。地域と関連した内容を取り入れ、教員だけでなく柔軟に外部の人材活用を考えていると思われます。

（5）学習形態について

テーマの設定方法については「テーマを設定し、その中から選択」が半数以上で、自由に設定させたり一つに固定することはあまり考えていないようです。教育の指導体制に合わせたテーマ選びとなる可能性を示しています。「1・2年では設定したテーマから選ばせ、3・4年では自由に設定」との学年進行に伴った設定は少ない回答でした。この時間のねらいから創意工夫を生かして特色のある教育活動を行うためにはグループ学習が有効であろうと考えた設問を設定しその中から2つを選択してもらいました。予想の通り「グループに分かれ、いくつかのテーマから選ばせて取り組ませる」が74%と非常に多い結果となり、「グループに分かれて共通したテーマ」35%と「生徒各自が自由に行う」32%と生徒各自にと言う考えも三分の一は存在する事が分かりました。集団設定は、「ホームルームを単位と考えている」が40%と「学年、学級を超えたグループづくり」の2倍となっています。学年、学級を超えたグループ作りには指導体制など解決しなくてはならない課題が多いためと考えられます。

（6）学校行事について

「テーマによっては活用を考えたい」が70%近く、「積極的に活用したい」を合わせると80%近い数字です。「総合的な学習の時間」に学校行事が活用できるのではとの高い関心が読み取れます。「現在行っている学校行事」で活用しようと思う行事を二つ挙げてもらいました。「現在行っている学校行事」と限定したのは新行事を創設するよりも現在行われている行事を活用の方が教職員の理解も得やすく、行事の活用もし易いのではと考えたからです。その結果、修学旅行や文化祭が高い数値を示しました。修学旅行では指導の仕方によっては年間または半期を通じての学習が可能と思われますし、文化祭も「学習の成果を発表する」という視点で活用できそうです。修学旅行、文化祭ともに長期間をかけての学習が可能ということで注目度が高いようです。定時制・通信制ならではの行事である生活体験発表会も活用できそうな行事の3番目に挙げられました。

（7）新行事の創設について

調査時点では「考えられない」という答えが上回りました。「考えられる」と答えた37名の方々

に、内容を尋ねたところ、ボランティア活動的な行事が高い数値でした。進路指導・就職指導といった内容も考え、職場体験などがある程度の数値を示すかなと思いましたが結果は、進路関連の行事への関心は高くありませんでした。

(8) 学校行事の活用の仕方について

「テーマの設定に合わせて様々に活用する」が46%を占めました。修学旅行では、事前学習・現地調査・まとめといった活用の仕方が考えられそうですが他のテーマではやや考え難かった様です。確かに、「どのような行事を活用するか」「どのように活用するか」は具体的に話が進んでから決められるものと思われます。いずれにせよ学校行事を活用する事は十分に考えられそうです。今後の実践が興味深いところです。

(9) 評価について

教育課程審議会においては数値的な評価はせず、活動や学習の過程などの状況・成果、意欲・態度、進歩の状況などを踏まえて評価し、指導要録の記載においては数値評定を行わず所見等を記述することが適当としています。従って評価は、今までの教科の評価とは異なります。評価の観点を3つ選択してもらったところ、「関心・意欲・態度」は従来の観点の「理解力」「思考」「表現」を大きく上回り90%以上ありました。学習成果の評価の基礎資料となるものを二つ選択してもらったところ、「まとめや発表・質問活動など」が60%以上を示し、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し問題解決する資質や能力をみる基礎資料として、これらが適切であると考えられます。

「生徒自身の自己評価」の導入については、「適当」が80%で、自己評価に肯定的でした。生徒自身が学習を振り返って反省し、工夫する絶好の機会と考えられます。また、生徒と教員の双方からの評価の仕組みにすれば、より信頼性が高められると考えられます。自己評価の方法については、「学習記録を作らせ自己評価させる」が42%に昇り、経過を記録させプロセスを自己評価させることが重要と考えられています。評価の記載では、教育課程審議会の言う「所見記述のみ」が一番多いが、「他の評価との組み合わせ」の合計は60%を超えました。「所見記述のみ」は30%以下であり、評価は分かり易く客観性・信頼性が必要であると考えていることが分かります。所見記述を主とし、他の段階的評価などを取り入れる必要性があると考えられます。

(10) 自由意見

「総合的な学習時間」＝何でも挑戦できる、とい

うイメージの中で、「新しいことに取り組もうとする教員の意識がどこまで目覚めるかが課題である。」「この時間に関する研究会、研修を是非開催してほしい。」「誰が何をいつどのように実施するか、計画を立て校内の共通理解を得ることが必要。」「教員の配置、予算措置など条件整備が必要」「具体的な内容方法などについて多くのモデルが必要。」などの自由意見がありました。他の意見に付いては副資料をご覧ください。

まとめ

傾向として、「各学校の現状を踏まえ、『総合的な学習の時間』を特色ある教育活動として積極的に展開するまではいかなくとも、生徒たちの考える力・学ぶ力を育成する場にしたい」と考えているようです。扱いは、教科や特別活動などの教育活動との関連でとらえる傾向が強く、授業時間に組み入れ3～4単位。実施方法は、グループ単位、場所は校内にある文献・資料を使い主に「環境福祉」「健康」といった内容を取り上げることをイメージとして持っている様です。「総合的な学習の時間」は、「生きる力」を育むことを目指しており、その趣旨は今回の教育課程の基準の改善の根幹をなしています。このことを真摯に受け止め「総合的な学習の時間」についての真剣な取り組みが急がれます。

<質疑・応答>

(問) 総合的な学習の時間の扱いについて「その他」44%とあるが、この中身を具体的に教えてほしい。

(答) 担当者不在のため後ほど資料を示します。

(問) 新行事の創設で学校行事に位置づけるという考え方があるが、具体的にはどんなものか。

(答) チャレンジスクールの実戦では「遊びの名人」と名乗ってトランプゲーム・マッチ棒をつかった手品・セメントでつくる・竹馬の制作・飛行機の制作など多様な例があります。

(問) 新行事で進路にかかわる職場体験的な行事に対する回答は少ないとある。進路はやり易いと思うが、内容のいくつかを紹介してほしい。

(答) 例としてボランティアなどが示されたためにその回答が多いだけで、具体的にはわかりません。進路にかかわる実践が草の根的に取り上げられることがあってもよいと思います。

司会 五十嵐和雄(久留米・定) 長津美明(北野・定)
記録 星幸典(北多摩・定) 黒澤真木夫(五日市・定)

<指導・助言>

前・晴海総合高校長 小川 輝之 先生

今日の協議会のメインは教頭の役割を考えることだとおもいますが、それは「教頭の役割の分科会」で集中的におこなわれているようです。教頭の役割として、教職員の人事管理という大きなものがありますが、教員課程・生徒指導の管理も教頭の職務として極めて重要だと思います。教育課程に対し「教育課程の経営」という呼び方でとらえようとする学者もおりますし「教育課程管理」と呼ばれることもあります。つまり、教育課程を通していかに学校経営をすすめていくのかという視点こそが教頭の職務として非常に重要であると考えます。なぜか。それは晴海総合という新しいタイプの高校を創った経験からいうと学校の特色化にとって教育課程こそが中心を占めるからです。したがって、各学校が、地域や生徒に対してどういった教育課程を編成するかが重要です。都立高校の学校要覧をいくつか眺めてみますと学校の教育課程の編成は十年一日のごとく変わっていない面があります。本当に学校の特色化をすすめるなら、地域も生徒も違う以上、教育課程も違ったものになるのが本当だろうと思います。今回の指導要領の改訂は、特に総合的学習の時間という「時間」の設定が新しく入り、教科科目、特別活動、そしてこの総合的な学習の時間と領域が3つになったといえます。更にこの設定の中身は学校裁量であるという点が大きく変わったことといえます。このポイントをいかに生かすかが特に大切です。たとえば進学高の場合、東京では指導要領にそった教育課程が編成されていますが地方の進学校で90単位、あるいは96単位の履修を課している所もあります。こういった所でも視点を変え総合的な学習の時間が狙っているような授業で、かつ大学に入学してからも役立つような時間をつくるのが可能なか疑問をもちますが、実はここでこそ管理職の役割が極めて重要です。自分の学校でやれることを工夫し学校改革につなげていく事が必要だし、そこにこそわれわれ管理職のやりがいがあると思います。必修クラブは各職員がやれるもので、この指とまれ方式でなされた面が強いですが、総合的な学習の時間は趣旨が違います。「生徒主体の学習をどう進めるか」という事ですから必修クラブとは全く違うものであると認識する必要があります。その上で学校の魅力を引き出す教育課程を創っていただきたいと思います。現実には教員はなかなか動いてくれないのではないのでしょうか。今日の発表は、いわゆる「事例」

を集めたものですがいくつか気になったことがあります。例えば、一週間の持ち時数を考慮し時間減とする、日々の教育活動の大変さに負けそうになる、知識の伝達者でなく生徒に問題を発見させ自ら課題をみつけ解決する能力の育成への変換である、特別な能力をもった教師にしかできない授業でなく誰でも指導可能な制度を構築する、負担が均等になるような制度を構築する、教科の枠を超えた複数教員の体制づくりが大変であるなど、とても気になったところです。つまり教頭がかなり本気になって取り組まない限り今回の改革は難しいだろうという事です。確かにそれは「しんどい」事です。そこをどうするかこそが大きな課題です。均等や平等など学校が一丸となって取り組むのがベストですが公立高校では難しい面があります。特別の人間に負担をかけてもそれがやがて広がりを持つように核を中心に努力していくしかないのではないのでしょうか。核になる教員の献身的働きによって改革は進んでいくものだという視点も忘れてはならないといえます。今回は、情報の収集という点では優れていますが、これからも取り組みを続け、教頭がどう関わったのかという視点でのレポートを期待したいと思います。我々にとって重要なのは教頭の動き・役割こそ（もちろん失敗も含めて）改革を進めるに当たり重要な資料になるのではないかと思います。実施まで3年の期間がありますが、これをモラトリウムにしないためにも、全国の貴重な事例に学びながら、教頭の関わりを重点に報告し、互いに経験を生かしあう方向が大切と考えます。そして自らの実践事例まで報告できるようになることが大切です。総合学科の「産業社会と人間」の実践にしても全国では実に多様な取り組みがなされていますが、これらのモデルをそのまま利用するのではなく自分の学校にあった独自のものとして料理していくことこそが基本的方向だと思います。当面、進学校での総合的な学習の時間の難しさなどありますが、21世紀の教育を考えたとき今まさに踏み出さなければならない教育の方向性だと思います。新しい学力観に立った大学入試のとりくみも確実に始まっています。定時制の発表における新しい行事の設定も様々な体験学習を設定した総合的な学習の時間として工夫することもできます。知の総合化としてチームで協力し、新しい学習の流れを押し進め、学校が生涯教員の拠点として再生されていく事と思います。そのためにも教頭先生自身が仕掛け、努力し新しい21世紀の流れを創ってほしいと思います。

第4分科会

1. 新しい高校像を求めて

「チャータースクール構想」に手掛かりを得た

定時制通信制併置併修の高等学校

第四委員会

提案者 水谷 禎憲（豊島・定）

宇田川 敏昭（桐ヶ丘）

I. はじめに

本分科会では、アメリカ全土に広まっている市場原理を導入した教育制度（チャータースクール構想）を参考にし、パソコンネットワークを取り入れた新しい高校像の研究・討議を行ってきた。

現在の定時制通信制高校に通う生徒を分析してみると、勤労生徒の他に、不登校ぎみの生徒・中途退学した生徒・学習に遅れのある生徒・生涯学習の一環として通学する生徒等がいる。このような現状に対応するために、弾力的で多様な選択講座などの展開を可能とする教育課程の編成が必要である。また、それぞれの生徒により柔軟に対応していくことは必要であるが、現状では限界があると考えられる。そこで、インターネット等の最新の通信手段を有効に利用した在宅学習と、それぞれの生徒の学習のニーズに合わせて登校学習が可能となる学校を考えた。

II. チャータースクール構想と新しい学校像における学校運営連絡協議会

当委員会はチャータースクールの概念を部分的に利用し、本部校（通信制）と多様な特色を持つ支部校（定時制）とを同時に展開する新しい学校像を構想した。生徒は自分に合った支部校を選び学習の拠点とする。支部校の生徒が減少したり、支部校を設置した目的が達成されない場合には、教育課程を変更し、支部校の性格を変えたり、新たな構想の支部校を設置する。なお、本部校と支部校の施設は、主に既存の全日制都立学校を利用する。

本部校に設置される学校運営連絡協議会は、毎年度学校評価委員会に学校評価を諮問する。その結果を踏まえ、生徒、保護者、地域のニーズを教育内容に反映させ、支部校の教育課程や設置の目的についても検討し、本部校が実施をする。

III. 新しい通信手段と情報処理を活用した高校の概要

新しい通信手段と情報処理を活用し、このシステムを、一つの目的に合わせてシステムアップすることで、学校教育の現場が大きく変容すると考える。

第一は、校内 LAN システムの構築である。サーバーといわれるホストコンピュータからそれぞれの末端にあるパソコンに結び、教育活動を受け持つ系統と学校事務が生徒管理を受け持つ系統の2つに分けて活用する。

第二は、校内 LAN の内、教育活動の系統のみを NTT などの回線を通じて、在宅の学習指導に用いることである。これらの手段を、十分に活用するには、その情報の内容を保護することも重要である。内容は ID カードやパスワード等によって保護できるようにしなければならない。

IV. 本部校と支部校の概要（教育課程と学習指導を中心に）

新しい高校像として描いた学校は、通信制限程で最新の通信手段と情報機器を活用した本部校と、小規模、小人数、個別学習の学習環境を基本とし、多様な選択教科・科目を展開する支部校で構成される。学校としては、単位制で定時制通信制併置併修の総合学科とする。

本部校における教育課程は、現在の定時制・通信制の高校で扱われている必修の教科・科目を中心に設定する。また、「情報」や「産業社会と人間」を必修教科・科目として本部校で扱う。また、必要に応じて選択科目を設ける。

生徒の興味や関心によって選択する教科・科目については、各支部校で特色ある教育課程を展開する。生徒の時間割作成や履修相談など学習ガイダンスに應えるため、学校の年間行事計画の中にオリエンテーション期間を設け、学校組織として相談部と学習相談室を設置する。

本部校における学習活動については、パソコン通信を活用した学習を行う。パソコンを通して、1単位時間の授業をプリント提出と添削指導で行う。単元のまとめとしてレポートの提出を課し、学習評価の対象とし、定期考査とスクーリングの出席等を合わせて単位修得を認定する。

学校外における学習活動に対して、「学修単位認定委員会」が単位の認定を行う。その認定の内容は、総合技術教育センターの専門的な実習に利用も含み、ボランティアや就業体験、スポーツや文化活動での実績等が考えられる。

支部校においては、どのようなニーズを持つ生徒を対象とするかを明確にし、教育課程編成の重点化を図り、特色のある学習活動を展開する。支部校の設置とその教育課程の編成は、学校運営連絡協議会の学校評価に基づき単年度とする。生徒は、1週間に3日程度支部校に通学し、残余の日数は自身の生徒や本部校への通学に当てることができるようにする。

教員は、本部校に所属し、支部校とのローテーション勤務を基本とする。本部校では、半期毎にパソコンを活用した授業編成の組み替えを行い、支部校へ派遣される教員の交替も行う。本部校では、支部校が設置されている学校（全日制）の教員と連携し、チーム・ティーチングや小人数班別授業と習熟度別編成による授業を行えるようにする。

本部校の相談部には、進路指導を視野に入れ、日常の学習や生徒の時間割の相談に応じる学習相談室、スクールカウンセラーを中心とした生活相談室設置する。スクールカウンセラーは、本部校に所属し、相談室に常駐する。また、複数のカウンセラーを配置することで巡回指導やメール通信等での相談にも応じることができるようにする。

単位の認定については、半期または、年度を基本とするが、本部校での通信制の学習においては単元の履修に応じて弾力的に単位認定を行う。

V. 支部校の例

1 各支部校の特徴

(1) A校（勤労生徒を主な対象とする）

- ① 勤労生徒対象のカリキュラムを中心とした学校
- ② 多様な選択教科・科目の教育課程を持つ学校

(2) B校（生涯学習等を主な内容とする）

- ① 生涯学習者へ対応したカリキュラムを中心とした学校
 - ② 体験、実習、実験等の学習を幅広く取り入れた学校
- (3) C校（個別対応による学習を主な内容とする）
- ① 習熟度や小人数班別授業を中心とした学校
 - ② 相談的な指導を中心とした学校
 - ③ 始業時と終業時以外は時間に拘束されない学校
- (4) D校（健康・社会福祉教育を主な内容とする）
- ① 生涯学習としての健康教育を中心とした学校
 - ② ボランティア活動等を通しての地域社会との連携を目指し、社会福祉の体験的なプログラムを持つ学校

2 各支部校における必修科目及び

選択科目一覧

（省略）

3 授業時間の設定

（省略）

4 構想図（省略）

VI. まとめ

今年度は学ぶ側のニーズという観点から新しい高校像を追求した。そして、「学校運営連絡協議会」の機能をさらに充実させたかたちとして、チャータースクールの概念を導入した。前年度の「地域一体型総合高校」に比較し、生徒の多様性も考慮し、今後大きな需要が見込まれる支部校を設定した。一方、本部校の機能を最大限に発揮するため、コンピュータを活用し、生徒管理と学習指導の両面の充実を考えた。

VII. 今後の課題

- 1 学校運営連絡協議会が作成すべき具体的学校経営計画、具体的評価法の検討、およびそれらの具体案
- 2 公立学校としての学校運営の安定性、継続性と改革速度との兼ね合いの調整のための基準作り
- 3 小規模な支部校の中で、個々の生徒の希望に即した授業を選択できる具体的カリキュラムの編成
- 4 授業を実際に選択する個々の生徒に対する、十分なガイダンス体制の確立のための方策の提示
- 5 パソコンに慣れていない生徒に対する個別

指導体制の確立のための方策の検討およびその提示

〈質疑・応答〉

- ・ 本部校・支部校の教員所属について
- ・ 本部校授業の教員の持ち方について
- ・ 生徒が教科を選択する場合、教科による支部校選択について
- ・ 「チャータースクール」の設置にあたり、どのような設置者とねらいを想定したのか。
- ・ 選択教科のガイダンス機能をどのように具体化するのか。
- ・ D校の授業スタッフ確保について

〈指導・助言〉

元都立江東商業高等学校長 岩田 壽夫先生
アメリカで普及しているチャータースクールは、一昨年発表された定時制単位制高校のように、定時制の充実に活用することができるのではないかと思います。若干批判すると、物と人の点では触れておりませんので、加えてソフト面についても、もう少し充実して欲しいと思います。特に、人の問題では十分検討して、実際化する際には、こちらから都に働きかけることです。やはりこちらから積極的に働きかけないと、イソップ物語のように下で口を開けて待っていたのでは実現できません。この研究を実現するためには、教頭先生が中心に歩き出すことです。校長は後押しするが、やはり教頭先生が中心となり、さらに委員会なり先生方の組織を作っていくのがよいと思います。そこにチャータースクールの意義もあるようです。今ある形に、このチャータースクール、またはその前の単位制定時制高校も生かしていくことができるのではないのでしょうか。私が在職している頃に行った調査では、長野の筑摩高校です。あそこも統合する中で、すごく生きています。新潟の明鏡高校、定時制高校ですが、数校をまとめた中で新しい力が生まれています。例えば、自分たちが作り出したのは、午前中は不登校や身障

の生徒のために時間を緩やかにすることです。例えば9時30分の開始時間にすることで、心身ともに負担を軽減できます。その結果、「人気も出てきて、生徒が増えている。」という話も聞きました。それは県からダウンしてきたことではなく、下から盛り上がってきた定時制高校の実践例です。

さらに、この発表の中には管理職のことが出ていませんでしたが、もしやるならば、この本部校の管理職の在り方を考えてもよいのではないのでしょうか。さらに校内組織を考えてもらいたいと思います。

それから、人の問題をどうするのか。いい人、やれる人を集められればよいのですが、出来ないときは要請をすることです。都の教育研究所とか、そういうところに優秀な先生方がいらっしゃいますから、裏付けとして協力して下さると思います。

もう一つはA校、B校、C校、D校の例示はいいのですが、もう少しポイントを絞って内容の検討をする必要があります。つまり、もう少し生徒が対象なのか、学習内容が対象なのか、はっきりと表現することです。いろいろなケースが例示されると、分かりにくくなります。

さらに、パソコンをどのように導入するか、ということです。もし行うなら、ノートパソコンの利用とネットワーク活用です。もう少し経つと安くなるでしょうし、そのソフトの中には使い方も指導も入っています。先生が指導しなくても、使い方はすぐわかる状況です。ましてや、これからは小・中学校でパソコンを経験してくるので、パソコン自体の指導はいらなくなってしまうでしょう。これから新しい意味での情報教育が求められるでしょう。

司会：北澤道夫（大森高・定）

柴田英男（武藤高・定）

記録：米山泰夫（農業高・定）

大島敏秋（瑞穂農芸高・定）

2. 情報教育と教頭の役割

高校教育研究部第2委員会
発表者 野志 兼夫（高島）

I はじめに

今日の情報社会では大量に様々な情報が行き交っている。このような社会にあつては正しい倫理観に基づいたモラルを前提として、人が情報を正しく操作しながら、情報を有効に活用する創造的な活動が求められ、学校教育において適切に情報を活用する実践力や情報の科学的な理解力、そして、情報社会に参画する態度を養うための情報教育を実施していくことが大切である。さらに、新高等学校学習指導要領（平成11年3月告示）において、新設の教科「情報」が必修教科になったことに伴い、平成10年度の都立高校における情報教育についての教頭に対する意識調査・各学校の実態調査の結果を基に情報教育の現状と課題をまとめた。

II アンケート調査の結果分析

アンケート調査の結果分析は以下の通りである。

- A. コンピュータ専用教室の週あたり使用時間は平均14.8時間になっている。これは商業・工業の専門高校での活用度が高いためであり、普通科での使用時間は少ない。普通教科では数学での活用度が群を抜いている。しかし、平成14年度から完全学校週5日制になることを考慮するとコンピュータ専用教室を使用できる時間は最大28時間である（週30時間からLHRと総合的な学習の時間を除く）。情報の2単位を学校で実施するとなると、8学級規模の学校では16時間を情報に占有される。残りは12時間で、他の教科のコンピュータ専用教室の使用が制限されてしまう結果になり、教科「情報」が加わると、現在の施設では対応できない場面も考えられる。
- B. コンピュータ専用教室の授業以外での利用状況は、普通科の場合クラブ活動、生徒会活動、教員の成績処理、公開講座等において使用しているが、管理上の問題から、一般的には生徒が自由に利用できない現状がある。これからは利用拡大を図る必要がある。
- C. コンピュータ専用教室の他に、生徒が自由に利用できるコンピュータを置いてある場所

については、普通高校では設置数が少ない。図書室など学校の一角に生徒が自由に利用できる場所を作る必要がある。

- D. 校内LANの整備は、職員室、事務室、コンピュータ専用教室が中心であるが、将来的には各教室、特別教室、図書室も含めた整備が望まれる。予算的な措置がとられることが不可欠である。
- E. セキュリティについては対策をとっている学校でも、パスワード、ウイルス除去ソフトが中心であり、個人データ保護のため生徒のLANと教職員のLANを別にするなど、根本的な対策をとっている学校は数少ない。インターネットの導入により、ますますセキュリティに対する配慮が必要であり、教頭にはこのセキュリティについて教員の意識を高めることが求められる。
- F. インターネットの接続は、大変遅れている。早急に予算措置がとられ、整備される必要がある。学校間、地域との交流、世界との交流のための通信ネットワークの柱として、また情報の宝庫として、インターネットを教職員、生徒が自由に利用できる環境をつくるのが大切である。新学習指導要領の「総合的な学習の時間」での活用も考えられる。
- G. インターネットの操作ができる教員が4人に1人というのな少なく、今後は操作できる教員の割合を高めていく必要がある。校内研修の中にインターネット操作の研修を位置づけたり、インターネットの環境の整っていない学校では、校外の研修に積極的に参加するよう、教頭が働き掛ける必要がある。
- H. 研修についてはリーダー的な教員の7割が研修を受けている。受けていない教員の理由としては、「時間的余裕がない」、「研修内容やレベルの面で適当な研修会がない」等があげられており、研修内容の改善とともに、研修を受けやすい環境づくりを促進する必要がある。
- I. 新学習指導要領の教科「情報」を指導するときの指導者数は2人以上との回答が9割を超えている。「情報」を指導する際には、指導者は複数必要である。授業での教員の複数配置を望む。

J. 情報教育に対する教員の資質を高めるため、教頭として取り組むべき課題については「外部研修会への教員参加の推進」、「校内研修の推進」をあげる回答が多い。情報教育の推進のためには、「情報機器の基本的操作」に関する研修とともに、「情報の科学的理解」、「情報社会に参画する態度」等に関する研修も教頭が積極的に働きかけていくことが大切である。

K. 校内で情報機器（サーバー等）の管理について、現状では特定の教員に負担を強いることになりがちである。将来的には各学校で専門に対応する教職員を決め、時間軽減も考慮に入れる必要がある。

L. 情報教員を推進するための校内組織は現在のところシステムの維持管理、保守点検などが中心になっている。これからは本来の情報教育を推進するための組織作りを教頭は推進する必要がある。

M. 情報教育の目標設定については①情報の収集、②情報の処理、③表現・伝達、④モラル、プライバシー、⑤操作内容の5項目で調査した。モラル、プライバシー、については8割近くが、情報モラルやプライバシーに配慮して、自分の情報に責任を持つという目標を回答している。このことは現状に危機感を抱いており、これからの情報教育の大きな目標の一つであると考えられる。操作内容に関してはワープロ、表計算、グラフィックス、データベース、インターネットなどのソフトウェアの基本的な操作をするという目標が多く、現在の機器、施設の関係から通信回路を利用したコミュニケーションまで達していない。

基本的には、情報モラル、個人情報保護、疑似体験と直接体験の違い等に対する認識を深めさせながら、「情報社会をたくましく生きる力」を身に付けた生徒の育成を目指し、各学校で、生徒一人一人の適性、能力に応じた目標を設定していく必要がある。

N. 教頭が取り組むべき課題としては、生徒が自由に使えるコンピュータの整備は必要不可欠である。現状では生徒が自由に使えるコンピュータが設置されている学校は、専門高校を除いて極めて少数である。校内 LAN の構築とインターネットの導入に関しても急務であり、情報教育を推進するために必要な環境整備を管理職は積極的に働き掛けていく必要がある。「教員の資質の向上」と回答した学校が一番多かった。校内研修をはじめとする、情報教育推進の

ための有効な方策を具体化していくことが求められている。

Ⅲ 情報教育の事例

2 A 高校（全日制商業科）での情報教育

A 校における情報教育の目標および内容は、次の通りである。

① 文書処理（2 単位）

文書処理に関する知識と技術をワープロによって習得し、そこで作成された文書情報を活用する能力と態度を養成することが目標である。キー操作や文字入力にかなりの学習時間を割り当て、タッチタイピングが完全にマスターできるように指導している。

② 情報処理（3 単位）

パソコンを利用して、経営活動に関する様々なデータを、集計処理、図形処理、情報検索・文書処理する知識と技術の習得を目標としている。表計算ソフトを使って、表やグラフの作成、データベースの活用、関数の利用など、基本的な実習を一通り行った後、最終的には生徒自らが収集してきたデータをパソコンで分析し、報告書を作成する。なお、通信ネットワークについては、設備や予算の関係からインターネットを利用できないため、情報処理室の LAN を使って、電子メールや電子掲示板、チャットなどを模擬体験させている。

③ 課題研究（3 単位）

ワープロソフトを使ってホームページを作成し、WWW ブラウザで表示する内容の授業を行っている。デジタルカメラで撮影した画像を貼り付けたりなどして、ホームページを作成するだけでなく、情報を発信する立場での表現方法やマナーについても授業で触れる。

④ 情報管理（2 単位）

データベースソフトを使って、コンピュータを効率的に利用し、データベースの活用を図ることを目的とした授業を行っている。リレーショナルデータベースを学習しながら、新たな情報の作り方や情報の管理方法などを理解させていく。必要に応じて、SQL 言語も指導する。

Ⅳ まとめ

今後、必修修科目として「情報」がすべての高等学校で学習されるわけであるが、特に普通教科においては、教科「情報」の中だけで、そ

の目標を達成することは難しい。先の事例に見られるように、様々な教科で情報教育への取り組みがなされている。各教科、学校行事、クラブ活動等すべての教育活動の中で工夫をこらし、生徒に「情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度」を身に付けさせる必要がある。

アンケートに書かれた「情報教育の核となる指導者（教員）」の養成が急務である。これらの教員を中心に、校内での研修を盛んにし、教員一人ひとりの能力の向上に努めるべきである。また、「学校現場の情報システムが実社会より劣っており、LAN、インターネット等、制約が多く、必要な技術の向上につながっていない。教育の現場だからこそ、時代の先端技術を早く導入し、教育現場で使えるようにしてほしい」という意見に集約されるように、情報教育に関する人材の育成と早期の情報教育環境の整備が一番必要とされている。

インターネットの活用の急速な拡大が予想される現在、教職員の「情報教育」に対する意識改革は極めて重要である。今回のアンケート調査、事例から判断すると、情報教育、また教職員対象の校内研修はコンピュータの基本的な操作、コンピュータソフトの利用と応用といったことが中心で、個人情報、プライバシーの保護、セキュリティ対策、人権、著作権の保護といった視点ではほとんどおこなわれていない。そのための環境づくりに果たす教頭の役割は大きい。

V 指導・助言

指導助言者

前江東商業高等学校長 岩田 壽夫氏

新教育課程（平成14年度より学年進行で）の前倒し可能な、新たな必修科目「情報」設定を踏まえた本研究のテーマは、各校での処理状況や基準として、大いに活用できるのではないかな。また、大いに活用してもらいたい。

今後の検討・課題は、以下の5項目にまとめられよう。

① 物的な面

パソコン機種は、どんどん新しくなっている中で、都では、5年経過で更新としているが、それでは遅いし、対応が後手になってしまう。

② 人的な面

教員の中にマニアがいるはず。そういう教員を大いに活用したらよい。授業は本来楽しむためにやってもらえばよい。

③ モラルの面

インターネットの活用が悪用されるケースが増加してきている。実際にその予防策はないといってよい。（人権侵害・犯罪や中傷など）

④ セキュリティーの面

現在、即時対応が困難であること。

⑤ 教頭の役割

課題解決は可能である。例えば、公開講座での活用・教員の配置は、TTで（但し助手としての活用はやめるべき）・担当教員の育成・教頭自身もできるようになること。

最後に、学校現場において、教員自身が「学校が楽しいか、楽しんでいるか」を判断の基準にしてよい。教育においてベースになるものは「感謝・感動・成就感」である。

指導主事 巽 公一氏

新学習指導要領の改訂により、先行実施する福祉・情報の専門教科の新設にともない、指導者の養成講座をスタートさせる。福祉科の専任は400人、情報科の専任は3000人程度養成する。

第5分科会

問題事例の分析と防止策について

－教頭の役割と対応の実例－

生徒指導研究部第1委員会
提案者 大山 邦夫（北野）

〈提案要旨〉

本委員会は昨年度「学校不適応生徒に対する校内指導体制」という主題で研究を行った結果、教職員が生徒指導を行う際、教頭が適切に指導することが重要であるとの結論を得た。

本年度は不登校・中途退学に関する事例の中から、特に、生徒の人権に関する問題、教員の指導方法、指導内容に関する問題、教員の資質に関する問題など、都民や保護者との意見の相違などにより問題が生じた事例について分析しその原因や対応のあり方について考察し、教頭がどのような役割を果し対応すべきか提言し、調査を行った。

調査の結果と分析

（１）Ａ校の事例

２年に進級したＡ君は友達関係をうまくつくれず、数人の生徒と対立関係になった。担任は助言したが、Ａ君はそれ以来、不登校になった。その後、父親より、学校からの無断欠席の連絡が遅かったことや、担任が助言した内容に対して不信感を抱き、学校に対して釈明を求めてきた。担任が対応しきれないので、教頭が保護者と対応し、面接等を行なった。

その結果、Ａ君は結局、学校に戻れなかった。保護者は不登校以来の学校の実績を評価しながらも、発端での担任の対応の誤りに納得せず謝罪を要求してきた。教頭は、校長に相談し、その意向を受けて、担任を指導するとともに、謝罪の意思があるかどうか確認した上で、保護者に謝罪し、理解を得た。

（事例の分析）－この事例における問題点－

- ア．担任の助言が生徒の求めるものと全く異なっていた。生徒が何を期待しているか見極める必要がある。
- イ．学校と保護者間の速やかな連絡を怠ったこと。
- ウ．親子関係の調整がうまくいっていなかったこと。

（２）Ｂ校の事例

授業が始まって教室に入らないＢ君を腕をつかんで教室に入れようとしたＦ教諭が、Ｂ君にふりとばされて壁にぶつかってしまった。Ｂ君は教師に暴力的に対応したことを認めたため職員会議を通して長期の指導に入った。この指導に対して保護者が納得しない旨、伝えてきた。

再度調査したところ、Ｂ君は事件の直前に学校生活全般について担任から強い口調で指導を受け、不安定な状態になっていたことが判明した。

その結果、学校の指導に改善すべき点があったので、教頭が、担任等の人権尊重の立場から言葉の使用に気をつけるよう指導し、校長と相談の上、家庭訪問し謝罪した。それにより保護者は学校の方針に理解を示した。

（事例の分析）－この事例における問題点－

- ア．発端におけるＦ教諭がＢ君を問題を抱えた生徒であるという見方をしていたこと。
- イ．事情聴取の際、最初から生徒を加害者、教員を被害者とする先入観をもって対応していること。
- ウ．生徒の考え、感情についてじっくり聞くという対応がなかったこと。

（３）Ｄ校の事例

中学校の頃から不登校気味であったＤ子は、１年時は順調にすごしてきたが、２年生に進級した折、新しいクラスになじめず、登校するも教室に入れず図書館で自習するようになった。保護者にこの状況を話したところ担任の反応のまずさを訴えてきた。

教頭は経緯をよく知る司書の協力を得ながら、担任・学年・分掌などと連絡をとり、Ｄ子に対する補習の実施など、組織的な取りくみを指導した。その結果、Ｄ子はその後順調に出席し、保護者からも感謝され、家庭でも協力する旨、伝えてきた。

（事例の分析）－この事例における問題点－

- ア．担任が生徒の状況について保護者との連絡を密にとっていなかったこと。
- イ．管理職への報告、各教科、分掌、学年への連絡が疎かになっていたことにより、組織的活動をとることができなかったこと。
- ウ．図書館司書の立場について、学校の方針として確立されていたのかどうか不明確なこと。

考察

都民や保護者が学校をみるときに、教員のもっている生徒理解のあり方や価値観に対して、相当難しい見方をするとともに、期待も大きいと考えることができる。この理解を背景にして、危機管理という視点から考察を加える。

（１）危機予防の観点から、保護者や生徒と、日常的なふれあいを通して、信頼関係を作りあげておくこと。

学校の指導に対する苦情の多くは、担任や学校が、様々な場面において学校の指導方針や指導の実態について情報を公開していないところからくる不信感を背景にもつことが多い。信頼関係を作りあげるためには、保護者会、三者面談などの機会を利用して、保護者との間で生徒に関して綿密な情報交換をしていくことが基本と考える。

（２）危機対応の観点から、組織的に活動するという意識を常日頃より涵養させなければならないこと。

最初にやらなければならないことは、まず、学校内で情報が開かれることである。

（３）危機管理に対する教職員の意識改革の観点から、人権に関する感性を涵養させる必要があること。

「子供の権利条約」にある、子供の意見表明権の尊重という意味でも、その理由を聞いてやる必要がある。

まとめ

- 3つの事例をもとに分析してきたが、14事例のうち、トラブルの原因が、人権に関わるような発言態度であるものが8例であり、また組織的な生徒の支援体制が組めなかったことが7例あった。以上のことから、教頭としての役割は
- ① 常に組織的活動として動くように教頭はマネジメントをしていくこと。
 - ② 人権に関わる事柄をはじめとして、教職員の都民・保護者に対する対応の背景にある、

意識改革をすること。

の2点にしばられる。

これらの事情を通して、組織のマネージャーとしての教頭の役割の重要性を再認識するとともに、学校内の情報公開とそれに基づく共通理解づくりに努力しなければならないことを自覚させられた。

〈質疑・応答〉

（問）14例の中で困難な事例、理解ができていない継続的な事例等はあるのか。

（答）弁護士が関わる事例、保護者の理解がえられず、訴訟問題になった事例もあった。

（問）そのような困難な事例は何が原因であったのか。

（答）たとえば、校内規定の中に「無期謹慎」などという言葉が入っているなど、教員や学校のもつ人権感覚の問題点があった。

（問）D校の事例において、中学校時代の不登校の状況は、事前に知っておく必要があるだろうか。生徒においては触れられたくないという考えもある。

（答）担任は入学時の面談をして、不登校であったことを知っていた。学校としては組織的に動くためにも、知っておく必要があるのではないだろうか。

（問）A校の事例では謝罪をしたというが、悪いことを認めたということで、その後におこる不利益に対して訴訟等の可能性はないのか。これからは万が一を視野に入れての対応が必要なのか。

（答）ケースバイケースであろう。しかし学校に非があったときは、できるだけ早く謝罪し解決する場合もあると考える。

この質問に関しては、指導主事の先生方に助言をいただきたい。

〈指導・助言〉

前都立南多摩高等学校長 亀岡良平先生

本日は講師というより、教員の先輩として意見を述べたいと思います。

まず、生徒が教師に何らかのアクションをおこした場合、それには必ず何らかの理由・背景となる特殊事情等があるはずだということです。校長・教頭はこのことをきちんとおさえておかないといけません。

B校の事例でいえば、なぐられた教員を一般の教員はどうみているか、日常的に生徒にどう

接しているのか、現場にいた他の生徒はどうみていたか、保護者はどうみていたかなど、可能な限りの範囲で情報を収集していく努力が必要です。一方だけの言い分ではダメです。

事実関係の正確な把握から、必ず、具体的な方策が出てくるはずですよ。

私はこのような近似事例において、結果的に体験したこととして、「生徒は残す」「進級を認めていく」という結論を出しました。

すると、このような事例だとえてして、「対教師暴力を認めるのか」というような意見が出てきます。しかし、校長・教頭は事実だけを把握すると、教師の日常的な言動にも非があったというようなこともできます。このような場合、管理職も反省して対応しなければいけません。

「あやまる」と「謝罪」は違います、謝罪するというのは、法廷闘争をも辞さないということを頭に入れておくべきです。

指導経過中、非があったときは、初期の段階で、あやまることです。そのときは、担任、学年主任、教頭という順番で、校長が一番最後になります。

次にC校の事例でみられるような行政職とのかかわりの問題です。たしかに行政職である司書に正規の指導権はありません。しかし、行政職でも学校教員の行政職は間接的に組織の一員として教員にかかわっていると私は考えます。学校が組織として指導制定をくむときには、司書の方をはじめ、主事さん等の援助を素直に受けるべきでしょう。このことは、教諭にも共通理解をはかっておくべきです。

3事例に共通するのは、「生徒を見る目」をどうするかという問題です。

これからは教員にも人事考課が入ってきますが、基本的には加点評価をするのが、私はよいと考えます。「生徒を見る目」に同じです。どんな生徒も生徒は成長するという視点を全校あげてもつことです。

成長の度合は個々において尺度が違います。場合によっては卒業後ということもあります。そして、成長した先はどこなのか、昔は進路指導、今は「自分深し」の援助をどうすべきかということです。

学級崩壊の背後に、学級担任の管理能力・指導力不足の問題があることも不定できません。

「自分深し」の援助をどうするか、校内研修、事例研修を行なわなければいけません。

成績会議の在り方として、進級の判定以前に

個々の生徒の指導、その学校の特質・認識をどうするかということを議論しておくことです。

最後に、教員に常々いっておきたいことがあります。東京都の地方公務員としての自覚をもってほしいということです。

教員に問題があったとき、刑法・民法・行政法・道義的・道徳的なものをクリアできるかということです。特に4つ目が問われます。

この不況こそ地方公務員としての自覚を促すチャンスです。教員に対しても適切な処置が必要です。

対生徒にはカウンセリングマインドで接することが大切なことはいうまでもありません。しかし、管理職として教員に接するときは、カウンセリングマインドをもつとともに、真の権威を築こうとするなら最終的にはリーガルマインドです。大事なことはファジィにしないで、校長にきちんと進言することです。

第 6 分科会

1. 生きる力を育む開かれた定時制を目指して

第五委員会

提案者 清水 一幸（三鷹高・定）

I 提案要旨

今日、定時制課程に通う生徒は、勤労青少年の外に、昼間、仕事に就かないで不規則な生活を送る生徒、不登校傾向のある生徒、全日制課程から進路変更をした生徒、障害のある生徒、外国籍の生徒など多様な生徒が入学をしてきており、生徒の学力や目的意識には大きな違いがある。このため以前にも増して、教育内容の改善・充実を図るとともに、校内組織を活性化し、教員が生徒理解をより一層努め、生徒の実態に応じて一人一人の生きる力を育む取組が求められている。また、学校が都民の信頼を確保し、その期待に応えるためには、保護者や地域住民との連携・協力により、地域に開かれた学校づくりを推進する必要がある。しかし、このような定時制の現状では、組織的な取組が行われているとは言い難い。

そして、研究部第五委員会では、平成 10 年度の実践報告である「充実した生活指導を目指して」を継承し、「生きる力を育む開かれた定時制を目指して」を取り上げた。これは、定時制の多様な生徒を抱える今日的な課題であり、多くの学校が教頭を要として、いかに取り組むかが問われている。取りあげた事例は「一人一人の進路希望を実現させた指導事例」「地域懇談会を軸に関する学校づくりを目指した事例」「外国籍の生徒に自信を取り戻させた事例」「障害のある生徒の自己実現を支援した事例」である。

II 研究事例

1 一人一人の進路希望を実現させた事例

A 校では、進路指導を行う組織的な体制がなく、十分な進路指導が行われていなかった。さらに、進路指導は担任の仕事であると考えて教員が多く、進路指導に対する教員の意識改革を、早急に行う必要があった。また、多くの生徒が進路に対して「何とかなるだろう」と考えており、生徒の進路に対する意識を変える指導をしていかなければならなかった。

そこで教頭は、進路指導について教員の共通理解を図るために、担任や進路指導担当者と話し合う機会を多くもった。頑なに従来の指導方法に固執していた教員も、生徒の進路希望を実現させるためには、きめ細かな指導が必要であると少しずつ、意識が変化していった。また、生徒に対しては自己の行ったことの成果がすぐにわかるものから取り組ませるように指導した。先ず、履歴書を書かせることとし、生徒も一枚の履歴書を苦労しながら完成させることを通して、生徒の意識も「何とかしなければならない」と変化していった。その成果として、就職希望の生徒や進学希望の生徒の希望を叶えることができた。このことで、在校生や保護者から進路指導に対する期待と関心が寄せられており、今後これからに応えるためにも、今回の指導協力体制を生かしながら進路指導の組織化をさらに図っている。

2 地域懇談会を軸に開かれた学校を目指す事例

B 校では、これまで生徒による喫煙・吸い殻の投棄・バイクの路上駐車・おしゃべりによる通行の妨害等で、近隣の住民に対して迷惑をかけ、苦情も多かった。様々な指導を試みたが、効果は十分にあがらなかった。そこで、教頭が率先して、地域の人々からの意見や要望を聞くため、「地域懇談会」の開催に取り組んだ。

地域懇談会には、多くの教職員が参加し、地域の人々の声に耳を傾けた。学校側からは日頃の取組や指導内容を説明し、地域の人々の理解と協力を得るようにした。地域懇談会を開催して、次のような効果があがった。①教職員の意識を変え、生活指導に取り組む原動力になった。②地域の人々の声を聞くことができ、若者に注意したくてもできない現状が理解できた。③地域の人々と意志疎通ができ、挨拶を交わしたり、文化祭などの学校行事に、地域から学校へ足を運んでくれるようになった。今後、B 校では地域懇談会の開催を組織的、積極的に取り組み、学校運営連絡協議会に生かすように努めている。

3 外国籍の生徒に自信を取り戻させ、自立する契機を与えた事例

外国籍のAは、日本の生活習慣や人間関係に悩み孤立していた。互いを認め合うことができずに、友人や学校に不信感をもっていたり、授業への不満もあった。S教諭は、職員会議で学校としての誠実な対応の必要性を力説した。これを契機に、次のことが確認・決定された。①Aの立場を理解し、支援する体制を打ち出すこと。②生徒一人一人に対する理解を深めること。③国際理解教育の講演会を開くこと。一方、教頭はAに対して学校生活や将来のことを含めて、自分の考えていることをまとめてみる契機として「生徒生活体験発表会」に応募することをすすめ、自分の今までの在り方生き方を省みる指導を行った。発表原稿を作る過程で、Aは自分の育った環境、ものの考え方や文化、習慣の違いについて理解を深め、今後の自分の生き方や進路について視野を広げて考えることができるようになった。

C校では、今後お互いの違いを認め合い、思いやりの心をもった豊かな人間関係を育み、社会性を身につけさせる教育を具体化していくことに努め、わかりやすい授業と豊かな人間関係を育む特別活動を一層の充実を図りたいとしている。

4 障害のある生徒を全体で支え、自己実現に向け支援した事例

定時制課程では、通常の学級で学びたい・学ばせたいという障害のある生徒・保護者の希望により、その在籍数は増加の傾向にある。しかし、障害のある生徒に対する専門的な教育を受けている教職員は極めて少ない。D校のBは、重い障害のある生徒である。1年生の時は、学年末の特別補講などにより進級を果たしたが、2年生になってオーラルコミュニケーションの授業において、授業のやり方や評価について保護者、担任の要望と、教科担当者と考えとが異なっていた。他の教科においてもBとのコミュニケーションが十分ではないために教科の内容がわからないのか、説明が伝わらないのか判断できないなどの問題がおきた。

Bの担任は、保護者と連絡を密にして信頼関係を築いてきた。しかし、他の教員との接触は少なく、管理職などからの助言は聞き入れにくい性格である。成績会議などでも他の教員にBへの誤解を解くように努めていた。しかし、Bの指導について日常の情報交換や協力依頼はほ

とんどなく、Bに対して厳しい評価が下されると、その対応に苦慮していた。

教頭はBへの指導を好機ととらえ他の生徒も含めた重点課題を次の点にすえた。①保護者との連絡を密にし、その情報を全教職員が共有して生徒理解を深めること。②将来の自己実現に向け、できる限り他人に頼らず、できることは自分でやらせて、そして認め、励まし、学習意欲の向上を図ること。また、Bの指導には、他の教員の協力が必要であることを繰り返し指導し、校内の指導体制を構築する基盤の強化を図った。3学期に入り、Bを含めた進級が危ぶまれる生徒の指導は、学年末の特別補講期間だけでは不十分であると教頭は考え、放課後の補習を提案しその実施により、生徒たちは進級することができた。今後は、Bの指導を契機として芽生えた、きめ細かな生徒理解に基づく指導の工夫を、組織的に取り組み、生徒一人一人に応じた支援できる指導体制の整備に努めたい。

5 おわりに

本委員会では、「生きる力を育む開かれた定時制教育を目指して」という課題を通して、充実した生活指導や進路指導を進めるためには、教頭がリーダーシップを発揮し、いかに教員や校内組織と関わっていけばよいかについて研究を進めてきた。

校内組織、課題への取り組み方、教員の意識、学校を取り巻く周囲の環境など、各学校の実情には差があり、教頭の関わり方も様々である。しかし、今回取り上げた事例については、その時々教頭の的確な判断や創造性に基づく教員や組織への働きかけが、新たな発展につながる一つの契機となり、生活指導や進路指導の充実により一定の成果をみることができる。

今や定時制は、多様な問題を抱えた生徒が在籍している。一人でも多くの生徒を支援し、変化の激しい社会の中であって困難に立ち向かい、自立して生きていくための力を育み、自己現実へと導くことが、今日的な教員の課題の解決につながる。定時制高校としては、このような視点を積極的に打ち出し、保護者・地域住民との連携・協力を図り、開かれた定時制教育を目指していくことが重要である。そのためには、多くの定時制高校が事例を出し合い、課題解決を目指し、教頭を中心に指導体制を確立していくことが、今後ますます必要となっている。

Ⅲ 質疑応答

Q A校は、これから組織的・計画的な進路指導に向け、どのような進路指導部を充実させていくのか。

A 定時制課程では、ほとんどの学校で進路指導担当者1人である。継続的・計画的な進路指導を行うためには、1人では困難な面がある。当面、進路指導担当者・担任・教頭の進路連絡会を作って部の基礎づくりをしたい。

Q B校では、地域懇談会を開催している。これを学校運営連絡協議会につなげていくために、どのように考えているのか。

A 地域に密着している学校とそうでない学校がある。地域と密着し地域の情報が得られているならば、学校運営連絡協議会の外部委員の人選に生かすことができる。B校でも、外部委員の人選に役立てたいと考えている。

Q D校の事例で、特別補講期間以外に補習も行うように教頭が提案をしている。負担が増えることに教員は応じてくれた。このことを行う苦労があったら聞かせて欲しい。

A 定時制では、学期末の特別補講期間だけでは十分な指導をすることが困難である。ともすれば指導が不十分なことで、原級留置や退学にもつながる。補習を行うことに反対する声もあったが、補習を行う必要性を粘り強く指導した。今回は、Bだけでなく進級が危ぶまれる生徒全体の指導と言うことで協力を得た。ここに至るまでは時間と根気が必要であった。

あると話された。さらに、「QUALITY OF LIFE」については、生きることの質が重要であると話され、生命力・成長力・生活力を育む教育について説明された。今回の事例では、D校の事例が生命力を育む例であり、C校の事例が生活力を育む事例であり、A校の事例が成長力を育む例であるとの指摘があった。

各事例についても、次の指摘があった。A校の事例では、定時制で進路指導部を部として機能させるのは困難であり、むしろ、全体で取り組み、その全体をレベルアップすることが大切であること。

また、生徒への指導は、具体的な指導をすることが必要であること。

B校の事例では、学校運営連絡協議会はドイツ・スイス・アメリカをはじめ諸外国では実施されており、その委員は公選であること。予算やカリキュラムについても、その会の承認が必要なこと。今後、地域の理解と協力なしには学校運営は考えられないこと。

D校の事例では、情報を共有化することの大切さを最近の小学校であった事例を示し説明された。

司会 上野 敏雄 (大崎高・定)
柏倉 等 (芝商高・定)

記録 菊地 芳男 (第四商高・定)
加藤 修 (第一商高・定)

Ⅳ 指導・助言

前東京都立砂川高等学校校長

佐藤 允彦 先生

はじめに、第6分科会のテーマが「生きる力を育む…」ことから、「生きる力とは」「生きる力を育むためには」「QUALITY OF LIFE」について話された。

「生きる力」とは、中教審答申の中で次のように示されている。「自分の課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」であり、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心」であり、「たくましく生きるための健康や体力」である。また、「生きる力をどのように育むか」については、レジュメに6つのことを示され、これを実践することで

2. 生徒指導の体制と実態

－保護者との連携を深める生徒指導－

生徒指導研究部第2委員会

提案者 小島 透（足立工業）

I はじめに

本委員会では、昨年度「生徒指導の体制と実態」を研究テーマに、これからの生徒指導の在り方を探る研究協議を行った。その結果、①各学校の生徒指導の体制として、生徒指導部は重要な分掌として位置づけられているが、進んで希望する教員は少なく、中・長期的展望に立った体制作りが困難になっていること。②特別指導の実態として、年間の特別指導件数に極めて大きな学校差があること。多くの学校で特別指導の指導方針等を巡り、学校と生徒・保護者との間で食い違いが見られたり、保護者の協力が得られない、等の問題があること。③学校に対する不信や不満が教育委員会に苦情として持ち込まれていること。特別指導のトラブルの根底には、生徒・保護者の学校（教員）に対する不信が原因の一つであり、学校をあげての信頼の回復が急務であること。等が実証された。

以上の様な結果をもとに、学校の信頼の回復を図るには、生徒の問題行動の背景を正しく把握し、生徒の望ましい人格形成を目指し、学校と保護者の十分な協力体制と信頼関係を作り上げることが、大きな課題であることから、昨年度の研究テーマを引き継ぎ、新たに「保護者と連携を深める生徒指導」を副題とし、生徒指導の体制と実態について調査研究を行った。

II 調査の方法

昨年度の調査研究の分析結果から、

- (1) 保護者との対応で苦慮した具体例。
- (2) 保護者とのトラブルの原因について、教頭として思いあたること。
- (3) 教頭として保護者との連携を深めるために必要だと思われる事項。

の3点に着目し、教頭として保護者との連携を深めるために必要な事項について、本委員会に所属する36名の教頭にアンケート調査を依頼した。

III 研究の内容

(1) アンケート調査の結果と事例

アンケートでは、特別指導で保護者とトラブ

ルになった事例をあげ、トラブルの主な原因とそれに対する教頭としての具体的な対応及び意見を求めた。

〔事例1〕

体育の授業の時、教室で制服の財布から紙幣を抜き取っているグループを、3人の生徒が目撃した。グループは3人の見ている前で堂々と抜き取り、「お前達わかってるな。」と3人を牽制して出て行った。日頃の行動や生徒の証言から、事件の存在と関係者の関与は間違いないと判断し指導に入った。生徒は現金の抜き取りは認めなかったが、自宅待機の指導には渋々従った。しかし、保護者は「証拠がない」「うちの子供を泥棒呼ばわりするのか」と否定し、指導に抗議した。担任の一部がこれに同調し、結局学校の指導内容を変更せざるを得なくなった。

○原因

保護者が、事実説明（確認）において、自分の子供の言うことを信じるあまり、学校側の説明が伝わらない。

○対応・取り組み

担任の一部が再調査を要求したため、混乱を避けるために、目撃者と被目撃者の言うことを等しく聞き入れる指導に、つまり、自宅待機の指導を撤回した。

○課題

保護者が核家族化により子育ての知恵の継承の恩恵を得られなくなっている。冷静に考え、子供を客観的に見れば、物的証拠がなくとも事実を理解できるのに、状況証拠の説明だけでは事実を保護者が受け入れられなくなっている。特に現金の窃盗は物的証拠をつかむことが難しいので、今後、研究する余地がある。

〔事例2〕

お金を渡されずにパンを買いに行かされる様な、使い走りさせられている生徒が、パーティー券を500円で買わされ、代金を払う日に現金を用意できず、罰として更に1枚3000円で3枚を買わされた。借金を頼まれた友人が担任に相談したことにより「パーティー券強要を含むいじめ事件」が発覚した。事件の概要は1日で

解明され、首謀者の生徒も翌日事実を認めた。特別指導の申し渡し後、学級保護者会を開催したところ、加害者の保護者はパンを買ってきてもらっただけなのに、「いじめで謹慎なんて理解できない」と生徒以上に他人のことは考えられない有様で、保護者会は混乱した。

○原因

保護者のいじめに対する理解が浅く、いじめの事件が数多く報道されていても、身近な問題として考えられない現状がある。

学校としても、保護者への働きかけが弱い。

○対応・取り組み

クラス全体の問題として保護者会を開催し、関係者だけの問題とせず、参加者全員が意見を出し合い、いじめ問題についての理解を深めた。又、説明会を開き学校の考えを説明した。

○課題

生徒も保護者も自己中心的な傾向が強くなりつつある。学校全体として生徒の入学後に保護者会を計画的に開催して、学校で起こる問題についての理解を求める必要がある。

（2）考察

いじめや盗みは子供の健全な成長にとって看過できない影響を及ぼす深刻な問題である。これらの行為はともに卑劣であり、人間として絶対に許されないという認識を育成する必要がある。家庭は、子供の人間形成に責任があり、これらの問題行動は家庭教育の在り方と大きな関わりを持っている。しかし最近では、家庭や家族を取り巻く社会環境の著しい変化により、家庭の教育機能が低下し、しつけが徹底しない状況が生まれており、いじめや盗みに罪悪感を持たない原因の一つとして指摘できる。

これらの問題は、学校・家庭・社会が総合的に取り組む必要があり、学校はいじめや盗難の問題のもつ重さと、家庭の教育的役割の重要性を再認識することを、保護者に強く求めて行かなければならない。

（3）まとめ

特別指導を巡るトラブルの原因は、保護者側の問題や、学校側の指導体制の不備等であることが多く、現状ではトラブルの発生を避けることは困難である。又、対症療法的対応では解決にならない。大切なことは、保護者も指導について理解し、学校と協力・連携することによって、生徒が成長することである。

以上のことより、保護者との連携を深める生徒指導の基本を次のように考えた。

＜1＞ 日常の教員と保護者の関係を見直す。

日常、こまめに保護者と電話連絡をとっている教員は多い。しかし、内容によっては、連絡するほど不信感を募らせる場合もある。教頭は教員と保護者の良好な人間関係を築かせるため保護者との接し方を指導しなければならない。

教員が保護者と接する機会を多く持てるように、年間行事計画に配慮したり、学校として、保護者や地域に対し今以上に学校の開かれた姿勢を示すことも大切である。また、あらゆる機会を利用して、「学校の役割・家庭の役割」等をはっきりと伝え、保護者を啓発・援助することが必要である。

＜2＞ 特別指導時の教員の保護者に対する言動を見直す。

①基本姿勢

教員は保護者に対しても、どこか立場的に「指導」する意識が潜在している場合があり、知らず知らずの高姿勢の対応が、後々まで感情を引きずることにもなる。むしろ混乱した保護者の気持ちを理解し、通常以上に気を使った対応をするように指導する必要がある。

②問題行動発生時の保護者への適切な連絡、十分な事情説明。

教員が保護者へ連絡するに当たり、その留意点は、（イ）保護者に事実だけを伝え、憶測や推測でものを言わない。（ロ）勝手な判断で、今後の指導内容等は伝えない。（ハ）事実関係を十分説明し、保護者からの意見や要望等を誠意をもって聞く、等である。これらは特別指導に関わる基本であり、基本を身につけていない教員や経験の乏しい教員には、きめ細かく指導する必要がある。

＜3＞ 特別指導の在り方を見直す。

教員の中には特別指導を懲罰的に、いわゆる見せしめとしてとらえる傾向も見られる。しかし、特別指導はあくまでも指導の一環であり、生徒個人に対する教育的配慮を払った処置である。従って、保護者との協力・信頼関係にたった特別指導を行うためには、特別指導の在り方が社会通念に合致した指導措置であるかを見直す必要がある。例えば「家庭謹慎を指導として、家庭訪問等を行い、きめ細かく行う。」「特別指導〇回で進路変更という、機械的な指導はしない」「誓約書を盾に取らない」「特別指導の意味を保護者・生徒に十分説明し、合意の上で指導する」等、学校の実態に合わせ、工夫して行う必要がある。

＜４＞第三者の介在に対する、校内指導体制を見直す。

最近では特別指導を巡って、訴訟に発展するケースが増加している。事実をもとに法的根拠（判例等）を踏まえ、組織的に対応できる校内指導体制を確立することが大切である。問題を指摘された事項に関しては、事実を確認するための指導記録、関係者や目撃者の事情聴取の記録などが重要な意味を持つてくる。生徒の指導記録は、日常からこまめにメモに残すよう、教員に指導しておかなければならない。

Ⅳ おわりに

今回、「保護者との連携を深める生徒指導」を副題とし、特別指導において、なぜ保護者とのトラブルが起きるのか、事例研究を行った。原因は学校側にあるもの、保護者自身にあるものに分けられるが、今回は教頭として、学校側に起因するものに注目し、討議を行った。しかし、トラブルの元をただして行くうちに、日常の学校経営・運営がいかに重要であるかに行きつく。個性や特色のある学校づくりを行うことであり、全教職員の協力体制をつくることであり、生活指導における課題の把握と生徒の実態に応じた指導の充実、校則の見直し、適切な運用などに行きあたる。

こうした日常の学校の実践と努力の過程が、保護者や地域の信頼を回復し、特別指導時のトラブル防止に限らず、保護者と学校の友好な関係を築くものと、今回の研究協議を通し、改めて学ぶものである。

＜指導助言＞

前東京都立砂川高等学校長 佐藤 允彦先生

○第6分科会が取り組む教員課程の「生きる力を育む生徒指導の充実」から、（１）生きる力とは、（２）生きる力を育むために、（３）QUALITY OF LIFE、の3点について、レジュメをもとに「生きる力」について講話していただく。

○研究協議について

＊各学校の特別指導の方針は、社会通念上妥当なものか、機械的な運用になっていないか等、十分に点検を行う必要がある。例えば、喫煙同席の指導で、その場所や状況によっては、指導の内容に曖昧な場合が見られる。

＊アンケート結果の中から、保護者との対応について、保護者の価値観も変化し、子供と保護者が共に学校の指導にのらないことが多くなっ

た。現金の盗難、不正行為等は状況説明だけでは保護者の理解が得られず、指導できないことがある。

＊「説明が不十分で誤解を与える」とあるが、各学校のルールについて、特に特別指導の在り方、進級・卒業規定については、学校の説明責任として、きちんと保護者に説明しておく必要がある。

＊特別指導での具体的事項

・家庭謹慎をさせても、実態として保護者は家にいないことが多く、登校謹慎等への見直しが必要

・保護者に対する言葉遣いには十分配慮する。

・申し渡し時、生徒や保護者の気持ちを考え、また、生徒を最後まで担任が指導していく姿勢を示すためにも、担任は生徒側に座る、等の配慮も必要である。

・謹慎といことで、保護者は学校から見放されたと受け取ったり、恨みに思ったりする。家庭での指導は親子の会話を通し、生徒と保護者が共に在り方・生き方について考えてもらいたい、ということを保護者に十分に説明する必要がある。

＊教師の一人からでも、目をかけてもらっていることがわかれば、生徒は立ち直ります。

発表 小島 透（足立工業高校）

司会 坂本 文樹（昭和高校）

揚村洋一郎（墨田川高校）

記録 小林 勝（松が谷高校）

渡部 静夫（忠生高校）

委員会別参加者名簿（全日制課程）214 名

管理運営研究部会 (72名)						高 校 教 育					
第 1 分 科 会			第 2 分 科 会			第 3 分 科 会					
氏 名	校 名		氏 名	校 名		氏 名	校 名		氏 名	校 名	
小川森平 西本橋島 鈴関中 津起須樋 館合松藤 三吾清飯 山多町安 松浦恩町 矢堀平安	達聖正 道春征英幸 宏 清憲敏 雄準完 成修忠 二靖里 万順	夫一晃尚豐勝男子憲雄子稔章勝治紀夫隆二一武男司治順男臣子実昶功徹一健	湯澤賢児三田 前園恵小台 木嶋信新青布 納屋満第宿 飯田野幸鳥山 萩森前夫工 針筒之行並 小浦光馬 須矢勉北 奥奧孝丘 白網子也村 青大雄也谷 齋大幸一倉 竿津枝豐 山大雄夫 坂櫻久 佐渡紘 岩保公 新秋博 江保充 白史益 綿紘子 石敏樹 綿子晴美 藤政正	馬井野岡永島村仁谷木倉藤田田口矢本川藤邊崎妻見木田坂織田	泉四浦海東川飾島士王子蔵梅村布中	小林武安 山保清渡山星正島矢渡吉松北瀧鈴栗塚石佐近坂河榎長初浅田上斎百白和小鈴柴丹	訓郎子右久貢美子孝男育良男夫雄夫子司俊雄男一雄己賢豊明雄勇理也敏二夫文哲浩	大羽大戸新千富武四竹小赤足足藏深小篠化農八日山拜武蔵福多武小小清伯永府大小	森田吹歳士丘商早川商立田工川崎工業東野台崎島東生工北西南瀬江山工南原		
(35 名)			(37 名)			(37 名)					

研 究 部 会 (71名)			生徒指導研究部会 (71名)								
第 4 分 科 会			第 5 分 科 会			第 6 分 科 会					
氏 名		校 名	氏 名		校 名	氏 名		校 名			
石橋忠司 野口幸明 矢嶋部善 木橋本兼井 吉村英寶 寶山下 亦清野山 増佐山國 伊古長辻 河富向坂 佐池小竹 近伊山宮	忠眞紀貞三元信 敬緯一兼和 文光清一 晴康誠公 康正國 進正高	日比南 蒲芸小園 明井大田 豊高牛上 竹淵兩本 城江紅片 八東青五 久久小 神府新	苗村 富木上橋 大塩木齋 佐梶大森 篠菅出藤 中大福渡 相小諸 田内洪小 河清明 進中佐手	深次雄昭 謙雪雄治 郎志男夫 一繁雄一 俊文一和 博彦男雄 男子雄哲 道一一治 隆雄明	八雪蛟駒 玉深代永 中農城北 大池忍足 荒葛南小 向第南野 町砂多農 瑞国小清 三府第	潮谷工場 川沢木福 工芸北野 山商岡西 商野飾岩 工商摩摩 田工川摩 林芸寺北 東鷹西商	三依相照 田堀山久 今島小宮 広服湯磯 石小揚多 小逆玉柘 工小渡間 三坂星小 岡三栗千	枝田川井 中江本住 濱村林島 井部浅部 塚島村胡 林井井植 藤藤林部 宮宮本倉 本浦岩谷	隆一昭 秋秋美通 一雄久一 公郎隆文 功樹夫透 郎夫聰吉 篤宣子勝 夫朗三樹 男夫毅生 一郎	九城港 広松桜市 石光桜練 文板北日 足荒足墨 江葛深葛 江松忠八 立昭昭羽 東武国南 農	段南工 尾原町 商井丘商 工京橋工 橋東工工 川工商商 商谷生工 川和村西 藏立野業
(34 名)			(35 名)			(36 名)					

分科会別参加者名簿（定時制・通信制課程）104 名

	第一委員会（管理運営）			第二委員会（教頭の職務）			第三委員会（教員課程）		
学区		氏 名	校 名		氏 名	校 名		氏 名	校 名
1		太田 正行 及川 良一 石坂 康倫	雪 谷 九 段 八 潮		土肥 信雄 木暮 守雄 豊田 善敬 金子 勉	小 山 台 鮫 州 工 羽 田 工 大 島		工藤 邦敏 松野下 健健 神津 良雄	港 工 日 比 谷 八 丈
2		澤海 富保 山野井 高男 赤羽 克己	新 宿 新 宿 山 松 吹 原		佐藤 勝 岡 昇 森 健	青 山 桜 町 世 田 谷 工		山田 貢佑 渡辺 喜市 佐藤 正博 原田 明	園 芸 小 石 川 工 新 宿 山 吹 世 田 谷 地 区 チャレンジ
3		古川 邦夫 田中 平一	鷺 宮 農 芸		小林 三代次 能智 功	富 士 中 野 工		星野 秀文 長津 平二	荻 窪 杉 並
4		酒井 定克 永井 克昇 小澤 時男	小 石 川 牛 込 商 文 京		金城 和貞 大井 俊博 藤原 成憲	向 丘 北 園 大 山		長津 美明 橋本 徹 吉澤 郁生	北 野 工 芸 城 北
5		明石 定治 榎本 善紀	上 野 荒 川 工		荒川 兼一 内田 和博	江 北 上 野 忍 岡		小林 洋司	荒 川 商
6		佐藤 克芳 土屋 徹 佐藤 則夫	墨 田 川 江 戸 川 小 岩		佐藤 光一 村越 和弘 渡辺 洋	深 川 東 飾 商		島田 悦郎 玉井 篤 田中 幸治 山崎 廣道	両 国 深 川 商 向 島 商 南 葛 飾
多摩		篠田 直樹 大野 弘 田中 透 和田 吉廣	町 田 八 王 子 工 富 士 森 神 代		井上 隆 仙田 直人 谷島 昭 浅井 嘉平	立 川 第 五 商 第 二 商 農 林		星 幸典 黒澤 真木夫 相良 健二郎 五十嵐 和雄	北 多 摩 五 日 市 奥 多 摩 分 久 留 米
合計		20 名			21 名			21 名	

第四委員会（新高校像）			第五委員会（特別課題）			
氏 名	校 名		氏 名	校 名		
天野 秀人 北澤 道夫 大平 一男	三 田 大 森 一 橋		上野 敏雄 赤羽根 行雄 柏倉 均	大 崎 羽 田 芝 商	16	
矢作 洋 五石 秀治 釜我 憲治	新 宿 山 吹 都立大付属 代々木		加藤 修 内田 勲 浅田 博	第 一 商 戸 山 明 正	16	
石関 元 青木 伸道	四 谷 商 石 神 井		長島 良夫 菊地 芳男	大 泉 第 四 商	10	
水谷 禎憲 鈴木 敏夫 佐藤 清親 宇田川 敏昭	豊 島 池 袋 商 王 子 工 北チャレン		大野 和夫 東 信幸 濁川 富雄	北 豊 島 工 赤 羽 商 飛 鳥	16	
高木 克 山崎 茂	墨 工 月 島 足 立		戸谷 賢司 高橋 進	蔵 前 工 台 東 商	9	
栗田 博康 竹村 精治 松井 昭夫	向 島 工 墨 田 工 農 産		坂井 秀敏 鳥居 雄司 田中 賢二 中川 恵	第 三 商 本 所 工 小 松 川 葛 西 南	17	
大島 敏秋 米山 泰夫 清水 孝二 米田 英男	瑞穂農芸 農 業 小金井工 武 蔵		清水 一幸 小暮 正利 八木 一正 室伏 哲郎	三 鷹 南 多 摩 昭 和 福 生	20	
21 名			21 名		104	

全日制・定時制高等学校教頭会 研究協議会のあゆみ

昭和45年度	本研究協議会 第1回開催 於、箱根（1泊2日）	⇔	大学・高校紛争
46年度	当日は「発表要旨」、事後に「研究集録」を発行。 (教育庁指導部編集)		
48年度	全日制教頭会 研究部会を設置（規約改正）。 教育庁より教育研究団体会費を受け、「研究集録」を創刊、 現在に至る。	⇔	オイルショック
51年度	研究協議会 都立教育研究所にて2日間の日程に変更。	⇔	都 緊縮財政策
58年度	教育庁指導部編「発表要旨」・「研究集録」の発行は取りやめ。 定通教頭会 「教頭発表資料」創刊、現在に至る。	⇔	都 緊縮財政策
60年度	全定教頭会合同 「研究協議会報告」創刊。 平成11年度第15号を発行。		
平成4年度	研究協議会日程 1日のみに変更。		
11年度	同 日程 半日に変更。	⇔	都立高校改革

(平成11年事務局調)

年度	発 表 資 料			報 告 書	
	都教委編 全定合同	(全) 教頭会編	(定) 教頭会編	都教委編 全定合同	(全・定) 教頭会編
昭 45					
46	高等学校生徒指導研究協議会 発表要旨 33p			高等学校生徒指導研究協議会研究集録 40p	
47	高等学校教頭・主事研究協議会 発表要旨 49p			同上 40p	
48	同上 67p	研究集録 創刊号 43p			
49	高等学校教頭・主事研究協議会 提案要旨 32p			高等学校教頭・主事生徒指導研究協議会 研究集録 48p	
50	高等学校教頭研究協議会 提案要旨 28p	第2号 72p		高等学校教頭研究協議会 研究集録 44p	
51		第3号 75p		同上 54p	
:		:		:	
58		第10号 66p	高等学校教頭研究協議会 教頭発表資料 p		
59		第11号 67p	同上 p		
60		第12号 77p	同上 p		東京都立高等学校教頭研究協議会 研究協議会報告 創刊号 54p
61		第13号 74p	同上 p		第2号 59p
:		:	:	:	:
:		:	:		
:		:	:		
11		第26号 24p	同上 p		第15号

編 集 後 記

○ 今年は諸般の事情で、この教頭研究協議会は、午後のみ半日の日程で行われることになった。前半は例年にも増して、熱心な研究発表がおこなわれ、後半は、佐藤高校教育指導課長、大崎学務部教育課長、加藤指導部主任指導主事の各先生から、これからの都立高校の諸課題、諸施策についてのお話があり、その中で私立高校との共存が説かれたが、設置者の思いや教育方針などの違いをどのように解決していったら、理想的な教育環境が整えられるのかという素朴な疑問が残った。

○ 本冊子の編集意図は、都立高校の今日的教育課題について、全・定通の研究部各委員会から発表された報告をまとめ、その結果の共有を図ることにある。本年度、定通から編集の意義について基本的な疑義が提起され、検討もされたが、最終的には協力して編集ができることになったのは、誠に喜ばしい限りである。全日制であれ、定時制・通信制であれ、課程の差異を越えて、抱える諸課題についてお互いに情報交換し、それを冊子としてまとめることには、大きな意味があると思う。今年度の研究には、都立高校の閉鎖性を打破すべく東京都教育委員会が進めているさまざまな施策に関連する発表もあった。これから本格実施を迎える「学校運営連絡協議会」などがその一つであるが、学校によってはまだまだ、教職員の理解が得られず、実施に向けて苦勞しているが、都民の信頼を取り戻す一つの方策として、大いに推進していかなければならないと思う。

○ 「研究部各委員会への参加者が少なくして」、と言う声は今年も随所で聞かれた。本部役員としても、無視できない重要な問題提起と捉え、原因の分析を行った。1つには所属する委員会が本人の希望に関係なく割り当てられる、2つには学校によっては出張しにくい雰囲気があるということであった。これらについては、それぞれの場面で工夫することにより、解決できる問題も含まれているので、教頭会としては関係諸機関に働きかける共に、教頭個人としても遠慮なく、意思表示をする必要があるという結論になった。また、出席できなくても、アンケートへの協力あるいは学区の中での意見交換などで間接的に協力する姿勢は持ちたいものである。

○ 最後に、本研究の発表に当たって、都教育委員会あるいは指導助言の校長先生方に多大なるご指導を賜り、また、企画・運営に快くご協力いただいた指導主事の先生方に心より御礼申し上げます。更には、本冊子の発刊に際し、お忙しい中にもかかわらず原稿書きにご協力いただいた教頭先生方および常日頃大変お世話になっている事務局の先生方、本当にありがとうございました。

都立高等学校教頭会副会長
府中高校教頭 山口正光

都立高等学校教頭研究協議会 研 究 協 議 会 報 告 第 15 号（平成 11 年度）

発行日 平成 11 年 12 月 1 日 非売品
発行者 東京都立高等学校教頭会
東京都公立高等学校定・通教頭会
発行所 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 2-25-5 島田ビル
全国高等学校教頭会事務局内
東京都立高等学校教頭会
電話 03-3496-9496

印刷所 有限会社 菱和印刷工業 03-3378-4180
〒 151-0073 東京都渋谷区笹塚 3-55-8

